

新冠町地域防災計画

第 5 章

災 害 応 急 対 策 計 画

緊急

第1節 災害応急体制

災害が発生した場合、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、職員の動員・配備を行い必要な応急対策活動を実施する。このための組織及び体制の確立については、第2章第1節「組織計画」による。

項目	内 容	担 当
準備・警戒体制	<ul style="list-style-type: none">・初動体制の確立・警戒活動	総務班、建設班、農林水産班、情報班、各班
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none">・動員・配備・本部の運営・災害対策本部事務分掌	総務班、各班

1 災害対策本部及び現地災害対策本部の組織

第2章第1節第2「災害対策本部の組織」による。

2 準備・警戒体制【水害、土砂災害等】

(1) 初動体制

勤務時間内、休日・夜間の初動については、次のとおり行うものとする。

勤務時間内	準備体制	降雨量、降雨時間等の状況により、総務班は警戒にあたる。
	警戒体制	警報が発令され、河川の氾濫、土砂崩れの発生するおそれがある場合には、災害対策本部の設置及びその対応について協議する。
休日・夜間	準備体制	降雨量、降雨時間等の状況により、総務班は登庁し、警戒にあたる。
	警戒体制	警報が発令され、河川の氾濫、土砂崩れの発生するおそれがある場合には、総務班職員、建設班・農林班の課長職は、直ちに自主登庁する。

(2) 活動内容

初動時の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ア 気象等の情勢収集及び連絡
- イ 浸水、かき崩れ等の警戒
- ウ 住民等への気象情報の伝達

- エ 国・道及び関係機関への被害状況の伝達
- オ 土砂災害危険区域における災害時要援護者施設周辺の警戒
- カ 防災用資機材の調査準備

3 準備・警戒体制【地震災害】

(1) 初動体制

勤務時間内、休日・夜間の初動については、次のとおり行うものとする。

勤務時間内	準備体制	震度4 の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたとき、総務班は警戒にあたる。
	警戒体制	震度5 弱以上の地震が発生し、又は津波警報が発令され、町内に災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合には、災害対策本部の設置及びその対応について協議する。
休日・夜間	準備体制	震度4 の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたとき、総務班は登庁し、警戒にあたる。
	警戒体制	震度5 弱以上の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたとき、総務班職員、建設班・農林班の課長職は、直ちに自主登庁する。

(2) 活動内容

初動時の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ア 地震、津波等の情勢収集及び連絡
- イ 住民等への津波情報の伝達
- ウ 海岸地域における津波の警戒
- エ 国・道及び関係機関への被害状況伝達
- オ 防災用資機材の調査準備

4 動員・配備

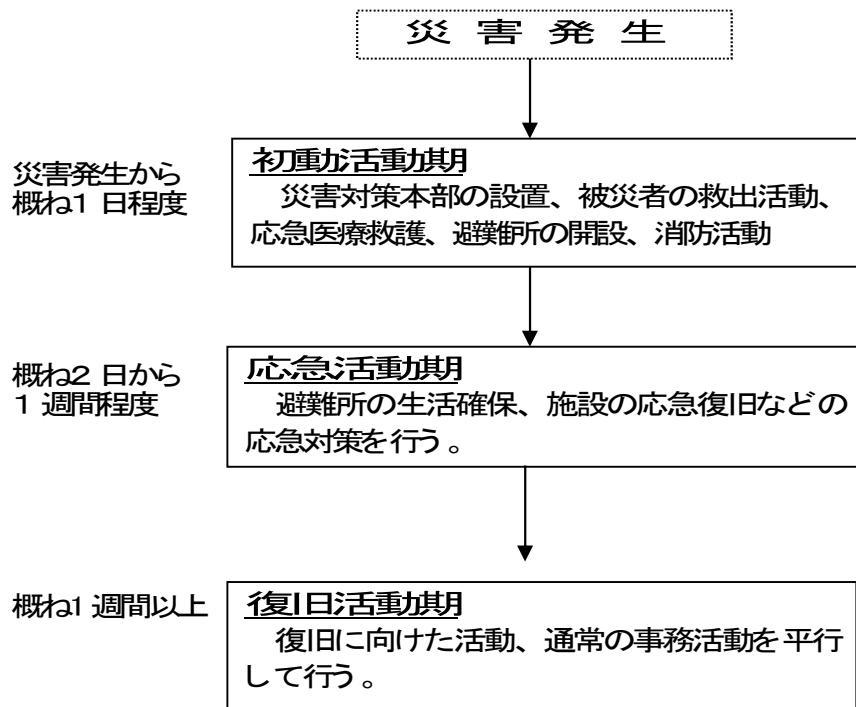
第2章第1節第4「職員の動員配備」による。

ただし、震度5 強以上の地震が発生したとき、又は沿岸に「大津波」の津波警報が発令されたときは、職員の初動は、原則的に第3種非常災害配備体制に基づく自動配備とする。

5 事務分掌

本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分する。

なお、主な所掌事務は、第2章第1節第2「災害対策本部の組織」の中の、各部各班の業務分担によるが、被害の状況に応じて柔軟な対応をとる。



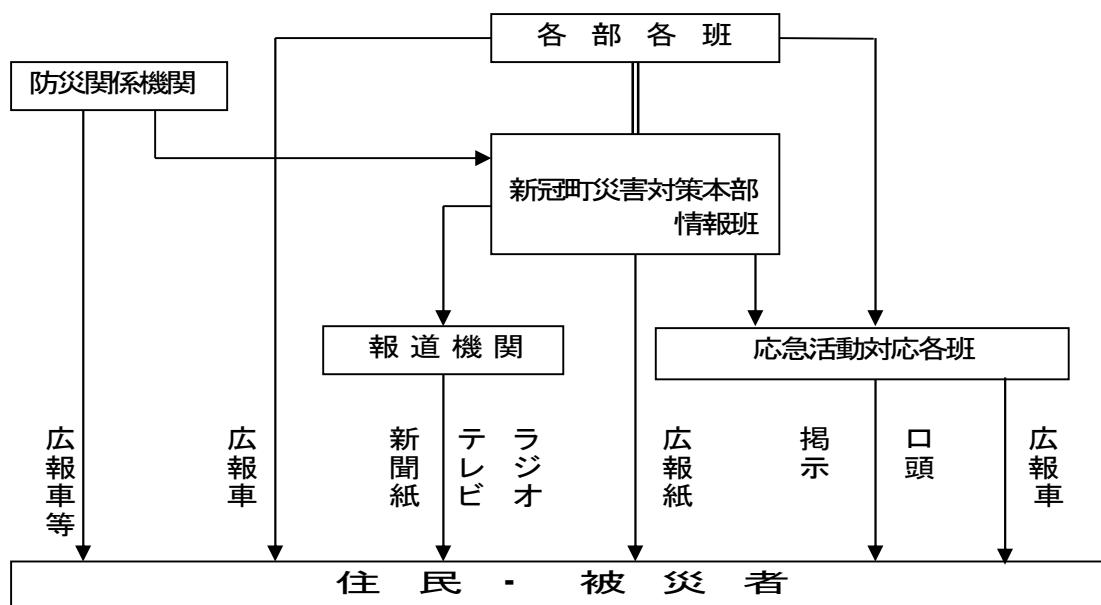
第2 節 災害広報計画

災害発生後、被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等、災害の種類に応じた情報を住民に提供する必要があり、広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等については、次のとおりとする。

また、高齢者、障がい者等災害時要援護者への情報伝達に十分配慮する。

項目	内 容	担 当
町の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊撃街広報 ・ 遊撃街斤 住民・事業所への広報 ・ 幸福首獣への広報の要請及び対応 ・ 広報資料の収集 	情報班、総務班、日高中部消防組合消防署新冠支署
他機関との広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関の広報 	日高中部消防組合消防署新冠支署、静岡内警察署、北海道電力(株)、東日本電信電話(株)、交通機関、その他
広聴活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴活動、ニーズの把握 	救助救護班

〈 住民・被災者への広報の流れ 〉



1 遊撃街広報

(1) 広報車等での広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報班は広報車、日高中部消防組合消防署新冠支署は消防車等により遊撃街広報を実施する。

(2) 防災行政無線での広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、総務班は防災行政無線により避難勧告を実施する。

(3) サイレンでの広報

総務班は防災行政無線により、日高中部消防組合消防署新冠支署は消防サイレンにより必要に応じて「消防信号」に準じたサイレンを吹鳴し避難勧告を行う。

ア 消防信号

信号別	種 別	サイレン 信 号	その他の信号
火災 信号	近火信号 屯所より800m以内のとき	約3秒  約2秒休止	
	出場信号 団出動区域内	約5秒  約6秒休止	
	応援信号 区域外の火災を認識したとき		
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (1点と2点 打鐘)	
	報知信号	● ● ● ● ● (1点 打鐘)	
山林 火災 信号	出場信号 団区域内 応援信号 区域外応援出動のとき	約10秒  約2秒休止	

信号別	種別	サイレン 信 号	そ の 他 の 信 号
火 灾 警 報 信 号	火災 警報 発令 信 号	約30秒  約6秒休止	掲示板 火災警報発令中 吹流し 赤 白 赤字に白地形状及び大きさは、適宜とする。
	同上 解除 信 号	約10秒 約1分  約3秒休止	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演 習 召 集 信 号	演習 召集 信 号	約15秒  約6秒休止	

備 考	1. 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 2. 信号継続時間は、適宜とする。 3. 消防職員又は消防団員の非常召集を行うときは、近火信号を用いることができる。
-----	---

イ 水防信号・防災出場信号

方法 区分	サイレン信号	摘要
警戒信号	約5秒  約15秒休止	気象官署から洪水警報を受けたとき 又は警戒水位になったとき
出場第1 信号	約5秒  約6秒休止	水防団員等の全員出場信号(消防機関、水防団等)
出場第2 信号	約10秒  約5秒休止	市町村の区域内に居住する者の出場信号
危険信号 (避難) 立退き	約1分  約5秒休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退の事をしらせる信号

1. 信号は、適宜の時間を継続すること
2. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

ウ 津波注意信号

信号の種類	信 号
	サイレン信号
津波注意報信号	約10秒  約2秒休止
津波注意報及び 津波警報解除信号	約10秒 約1分  約3秒休止

エ 津波警報信号

信号の種類	信 号
	サイレン信号
津波警報信号	約5秒  約6秒休止



2 避難街所・住民・事業所への広報

避難街所及び住民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にまとめ状況に応じた手段で広報する。住民等からの被害情報、生活関連情報等の問い合わせには青幹班で対応するが、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、掲示板、インターネット等）による積極的な広報に努め、個別の問い合わせが少なくなるようにする。

手 段	内 容
広報車 テレビ ラジオ	被害の推移、避難準備、避難街指示 応急活動の状況、復旧の見通し 給水、食料供給の情報 衣料・生活必需品等供給状況
避難街所掲示板 口頭	避難街所生活の注意事項 住民サービスの情報等 バスの運行 医療救護所の開設状況 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項
広報紙 インターネット	被害の状況 応急措置の状況 復旧の状況 仮設住宅の入居等について り災証明、住民サービスの情報等

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、以下の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機 関	広 報 内 容 及 び 手 段
日高中部消防組合消防署新冠支署	火災、避難、救護、津波情報を広報車で広報
警 察 署	避難、交通規制、二次災害発生防止を広報車で広報
北 海 道 電 力 (株)	被害や復旧の情報をテレビ、ラジオ、広報車で広報
東 日 本 電 信 電 話 (株)	通信の途絶、利用の制限、災害用伝言ダイヤルの利用等を広報
交 通 機 関 等	被害状況、復旧情報、運行情報をテレビ、ラジオ、情報板等で広報

4 報道機関への広報の要請

（1）広報の要請、依頼

情勢班は、応急対策に必要な広報について、道を通じて報道機関に要請する。

(2) 広報内容の受け付け

情勢班は、各班から報道機関へ依頼すべき広報内容を受付ける。

5 報道機関への対応

(1) 記者発表の実施

情勢班は、必要に応じて記者発表を行い、以下の情報の提供を行うほか、所定の掲示板等への掲出により、報道機関に最新情報提供する。

- ア 災害の種別(名称)、発生場所、日時
- イ 被害状況
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 一般住民に対する避難指示の状況
- オ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

(2) 取材活動の自粛

情勢班は、報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛をお願いする。

- ア 災害対策本部内
- イ 現地対策本部内
- ウ 避難所内

6 広報資料の収集

被害状況の写真等を含めた各種情報は、被害状況の確認や記録保存、広報資料の作成等のために極めて重要なため、情勢班は各班及び各関係機関と緊密な連絡をとり、資料の収集・作成を行うものとする。

- (1) 情勢班の派遣による災害現場の写真その他の情報の取材
- (2) 報道機関その他関係機関取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

7 広聴活動

災害現地における住民懇談会や相談窓口の設置等によって、一般住民並びに被災者の意見、予防、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

また、高齢者や障がい者、外国人等の災害時要援護者に対し、巡回訪問等を通じてニーズの把握に努めるものとする。

第3 節 退避対策計画

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、住民の生命及び身体の安全・保護を図るために迅速な退避活動及び退避街住民の生活を維持するための必要な対策については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
警戒区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域の設定 ・ パトロールの実施 	総務班、農林班 建設班、各機関
退避活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退避準備情報、退避街指示 ・ 退避街秀導 	総務班、退避街班、情報班、消防機関、 静岡警察署、
退避街の開設・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退避街の開設 ・ 禁止退避街の確保 ・ 退避街開設の公示及び報告 ・ 退避街の統合・廃止 	退避街班、総務班
退避街の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退避街の運営 ・ 飲料水、生活用水の供給 ・ 食料、生活必需品の供給 ・ 退避者への配慮 ・ 退避者の健康管理 	救助救護班、 退避街班 上下水道班 医療班

1 警戒区域の設定

(1) 設定基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命を守るため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限・禁止又は退去を命ずることができる。

また、警戒区域を設定した場合は、住民の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

発 令 者	設 定 の 要 件	根 拠 法 則
本 部 長 (町 長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警 察 官 又は 海上保安官	上記の場合において、町長又はその委任を受けた町職員が現場にいないとき、もしくは町長から要求があったとき。 この場合、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	災害対策基本法 第63条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他職権を行ふことができる者がその場にいないとき。	災害対策基本法 第63条

	この場合、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	
消防職員 ・団員	災害の現場において、消防活動の確保を図るため必要なとき。	消防法第30条の2において準用する同法第28条
道知事 (代行)	災害が発生した場合、当該災害により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第73条

(2) 設定要領

警戒区域を設定する場合は、次の要領で行う。

- ア 時期を失すことのないよう、迅速に実施する。
- イ 設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要的範囲まで設定しないよう留意する。
- ウ 対象区域の住民に設定理由を周知する。(解除時も同様)
- エ 区域は、道路、河川、町名等で設定する。

2 避難実施責任者及び措置

発令者 【根拠法則】	措置内容
本部長 (町長) 【災害対策基本法第60条】	<p>ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための指示、立退きの指示を行う。その旨を速やかに振興局長に報告する。(避難解除の場合も同様とする。)また、立退き等ができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を要請するものとする。</p> <p>イ 警戒巡回等によって得られる情報並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の指示を行う。</p> <p>ウ 津波警報など津波の発生予報が発せられたとき。</p>
知事又は知事の命を受けた職員 (洪水等の水防管理者を含む) 【地すべり等防止法第25条、水防法第29条、災害対策基本法第60条、72条】	<p>ア 洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が迫っていると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きを指示することができる。</p> <p>また、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。</p> <p>イ 災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。</p>
警察官 又は 海上保安官 【災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条】	<p>ア 町長から要請があったとき、又は町長が立退きができないと認めるときは、立退きの指示、立退き等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。</p> <p>イ 災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいるものを避難させることができる。この場合は、所属の公安委員会にその旨報告するものとする。</p>

自衛官 【自衛隊法 第94条】	<p>ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官等がその場にいないとき限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときには、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民等の避難等の措置等 ② 他人の土地等への立ち入り ③ 警戒区域の設定等 ④ 他人の土地等の一時的使用等及び被災工作物等除去等 ⑤ 住民等への応急措置業務従事命令
----------------------------------	--

3 避難準備情報、避難街指示

災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、次により避難の指示を行う。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、避難街に時間がかかる高齢者等の災害時要援護者がいち早く安全な場所に避難するため、避難準備(災害時要援護者避難)情報を必要に応じて発令・伝達する。

なお、本部長(町長)と連絡がとれない場合は、第2章第1節第5「町長の職務の代理」に定めた者が遅延なく指示を実施する。

(1) 避難の基準【水害、土砂災害等】

- ア 河川の警戒水位を突破する等洪水のおそれがあるとき。
- イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
- オ ガス漏れ等によって危険が迫ったとき。
- カ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

避難準備情報、避難街指示に係る発令時の状況及び住民行動

発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生するおそれがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難する ・ 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難街に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。 ・ 「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しても、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、自主的に避難するタイミングである。

避難街指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが高い状況、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者等は危険な場所から全員避難する。 「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しでは、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している状況、居住者等に対し「立退き避難」から「緊急安全確保」を中心とした避難行動を即した場合に発令 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。 具体的な避難行動は「緊急安全確保」である。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難街行動は、計画された避難街場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

水位情報周知河川の避難街行動の基準

平時から設定されている河川の危険水位	水位	増水時に左記項目から知事が発する警報	判断の時期	避難所の目安
はん濫危険水位 (はん濫のおそれのある水位)	高		避難街指示発令	
避難街判断水位 (特別警戒水位)			避難街指示発令	
はん濫注意水位 (警戒水位)	増水	水防警報(出動)	高齢者等避難開始発令	避難街所開設 (自主避難に対応)
水防団待機水位 (通報水位)	低	水防警報(準備)		避難街所開設準備

※上記判断目安を基に、降雨、水位等の状況判断を加味して迅速に決定するもの。

※水位情報周知河川・本章第30節「水防計画」を参照。

(2) 避難の基準【 地震災害】

- ア 気象庁から余震に関する情報(余震発生確率) や各種気象警報が発せられ、被害の拡大のおそれがあるとき。
- イ 河川の上流が地震被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があつたとき。
- オ がくずれ等によって危険が迫したとき。
- カ 建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき。
- キ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

(3) 避難街措置の周知

避難の指示又は高齢者等避難街情報の周知については、消防機関等の関係機関の協力を得て、地域住民に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

- ア 避難の指示又は高齢者等避難街情報の理由及び内容
- イ 避難街場所及び経路
- ウ 火災、盗難の予防措置等
- エ 携帯品等その他の注意事項

(4) 指示伝達方法

- 避難のための立退きの指示の方法は状況に応じ次により行う。
- ア 地区別連絡責任者(自治会長等) による戸別訪問
 - イ 町及び消防機関、警察署の広報車による巡回
 - ウ 電話
 - エ 信号(災害用警報音、サイレン信号)
 - オ 防災行政無線による放送

(5) 道への報告

避難のための立退きの指示を行った場合は、直ちに日高振興局長へ次の事項を報告する。

- ア 避難街指示者
- イ 避難街指示の理由
- ウ 避難街指示の日時
- エ 避難街対象区域
- オ 避難街先

4 避難係紹導

(1) 避難係紹導の方法

- ア 避難街各個に行う。
- イ 避難の説明は、病人、高齢者、幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な災害時要援護者を優先する。

- ウ 状況が許す限り指示があらかじめ経路の安全を確認し、徒步により避難する。
- エ 自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。
- オ 避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両により行う。
- カ 被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、道に對して応援を求めて実施する。

(2) 危険地帯の避難監視

- ア 避難命令より、避難指示の発令後、あらかじめ指定する避難場所にそれぞれ複数の町職員を派遣する。
- イ 派遣された職員は、警察官、消防職、団員、自治会、自主防災組織等の協力により住民等を危険地帯から安全な地域への避難監視に努める。
- ウ 学校、幼稚園、保育所、事業所等多数の人が集まる施設における避難監視は、その施設の責任者、管理者が行う。

(3) 避難者の携帯品

- 避難時の携帯品は、次のものとし、避難時に呼びかける。
- ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液等を記載したもの）
 - イ 1人2食分位の食料、2～3㍑の飲料水、タオル、常備薬、救急医療品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ウ 動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具

(4) 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難指揮の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のための支障となるものの排除を行うものとする。

5 避難場所の開設

(1) 開設の決定

避難命令より、総務課との連携の下、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、開設する避難場所を被害状況に応じて決定し、所管する施設へ連絡するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

(2) 福祉避難場所の確保

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難場所」（要援護者のための配慮がされた避難場所）として、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である施設を確保する。

なお、福祉避難場所が不足する場合は、必要に応じて、旅館やホテル等の借上げや、教室・保健室を含め、一般の避難場所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応する。

(3) 開設の担当

災害の状況により、緊急に避難所を開設する必要がある時は、施設の責任者・勤務職員又は、別に定める避難所担当責任者（以下「指定職員」という。）が実施する。

勤務時間外（夜間・休日）に避難所を開設する場合は、避難所近隣に居住する指定職員が開設する。

※資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(4) 開設の手順

ア 電話、無線等により避難所開設を施設の管理者（学校長、生活館等の指定管理者）に要請する。また、夜間・休日は指定職員が行う。

イ すでに避難者がある時は、とりあえず広いスペースに誘導する。

ウ 災害時要援護者専用スペースを確保し、案内する。

エ 避難者収容スペースの決定・誘導を行う。

(5) 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板を掲げて、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務所には要員を常時確保し、避難者カード、事務用品等を準備する。

(6) 避難所開設の公示及び報告

避難所を開設した場合、町長は直ちにその旨を公示するとともに、日高振興局長へ次の事項を報告する。

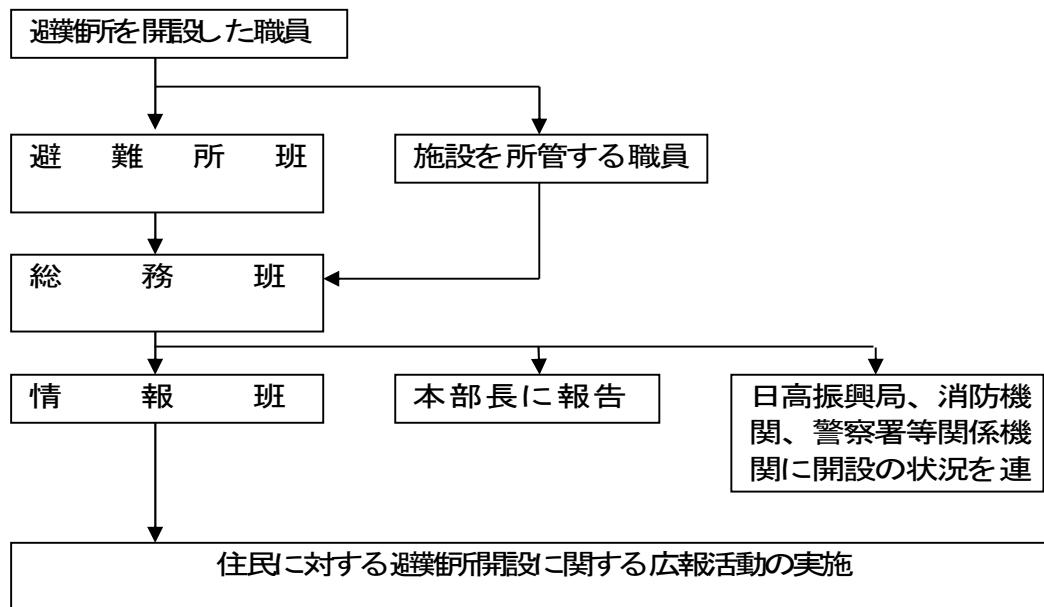
ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 収容状況、収容人員

ウ 炊き出し等の実施状況

エ 開設期間の見込み

<避難所開設の報告>



6 避難街の運営

(1) 運営の担当者

避難街の運営は、避難街班が派遣する複数の職員（うち1人を責任者）が担当し、避難者の取りまとめ等の運営は、避難者の代表と連携をとり、自主運営の形で行う。

また、ボランティア、自主防災組織、自治会等とも協力して運営を行う。

(2) 運営の手順

避難街に派遣された職員は、次の事項を行う。

- ア 避難者カード・名簿の作成
- イ 居住区域の害状振り
- ウ 食料、生活必需品等の請求、受取り、配給
- エ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- オ 運営記録の作成
- カ 生活ルールの作成

(3) 運営上の留意事項

ア 避難者カード・名簿の作成

避難街の職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示し、集まった避難者カードを基にして避難者名簿を作成し保管するとともに、避難街班は、各避難街の避難者名簿をまとめて、その写しを総務部総務課に送付する。

イ 避難街運営状況及び運営記録の作成

避難街の職員は、次のように避難街の状況について報告、記録する。

- （ア）責任者となる職員は、避難街の運営状況について、1日1回避難街班へ報告する。
- （イ）傷病人の発生等、特別の事情がある時は必要に応じ報告する。
- （ウ）避難街の運営記録として、避難街状況報告書を作成する。

ウ 居住区域の代表者の役割

居住区域の代表者の役割は、概ね次のとおりである。

- （ア）各班から避難者への指示、伝達事項の周知
- （イ）物資の配布活動等の補助
- （ウ）居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- （エ）防疫活動等への協力
- （オ）施設の保全管理

エ 生活環境への配慮

町は、避難者の状況を早期に把握し、避難街における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

オ 避難街早期駆逐への努力

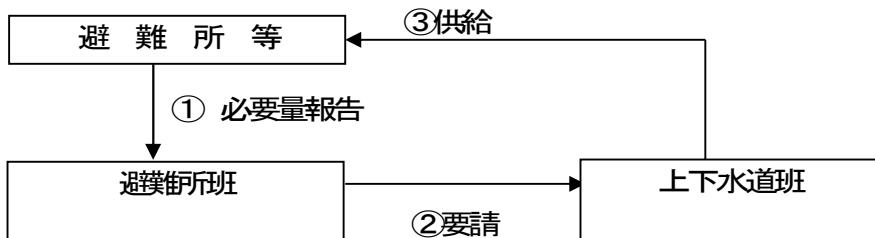
町は、避難者の健全な住生活のため、応急仮設住宅の建設や公営住宅のあつせん等により、避難街の早期駆逐に努めることを基本とする。

7 飲料水、生活用水の供給

避難者より飲料水、生活用水の必要量の報告を受けた避難所班は、上下水道班へ調達を要請する。また、避難所職員は、給水方法、秩序づくりにも考慮する。

飲料水、生活用水の供給については、本章第10節「給水計画」を参照のこと。

〈飲料水、生活用水の供給の流れ〉



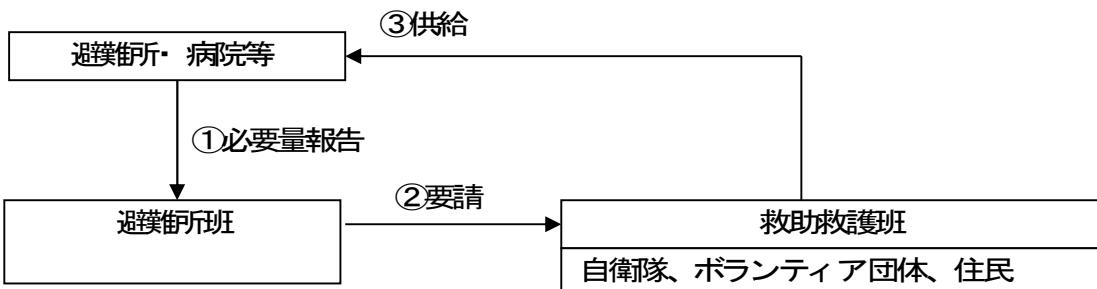
8 食料、生活必需品の供給

避難所職員は、食料、生活必需品その他物資の必要数をまとめ、避難所班へ報告し、救助救護班から調達を受ける。

食料や物資を受取った時は、その都度、救助の種目別物資受拠状況に記入のうえ、配給を行う。

食料、生活必需品等の供給については、本章第11節「衣料、生活必需物資供給基盤計画」を参照のこと。

〈食料の供給の流れ〉



9 避難者への配慮

(1) 避難生活長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。

- ア たたみ、布団、毛布、暖房器具、洗濯機の調達
- イ 報道機関等の取材、立入の制限
- ウ 防犯に努める他、被災者の精神安定の配慮
- エ 衛生管理(医療、トイレ、清掃、ゴミ、入浴)

(2) 避難者の移送、受入れ

本部長は、被災者の移送、受入れに関して、次のとおり行う。

移送・受入れ	状況	対処
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、町の避難所に被災者を収容しきれない場合	日高振興局に対して、他市町村等への移送を要請する。
他地区からの被災者の受入れ協力	日高振興局から他地区からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合	道の計画の定めるところに従い行う。

10 避難者の健康管理

健康状態の把握と健康管理を行う。

(1) 健康調査

避難者全員の健康状態把握と、要援護者の早期把握をする。

(2) 健康教育

集団生活による風邪などの感染症予防・食中毒予防・心のケア・エコノミー・症候群予防のための体操等を実施する。

(3) 要援護者

高齢者・虚弱者・療養者（人工透析、在宅酸素使用者、生活習慣病等治療継続者）、身体・精神・知的障害者等の安全確保と健康管理を行う。

(4) 健康相談

退院管理及び精神的フォロー（心のケア）を行う。

11 避難所の統合・廃止

避難所の状況や災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

第4 節 救助救出計画

災害によって、生命、身体の危険な状態になった者が発生した場合、町をはじめとする救助機関は迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、救助活動に当たっては、可能な限り被災地の地元住民や自主防災組織等の協力を得て実施し、被災者の救出に努めるものとする。

項目	内 容	担 当
救出活動	<ul style="list-style-type: none">・救出要員の編成・救出資機材の確保・救出活動の実施	救助救護班、消防機関、地域住民等 静岡内警察署
傷病者の措置	<ul style="list-style-type: none">・傷病者多数発生時の活動・傷病者の搬送	医療班、消防機関

1 救出要員の編成

救出要員は、原則として3人一組で編成する。また、付近の住民や自主防災組織等に呼びかけ、地域状況に精通した者の協力を求める。

災害直後の編成	消防機関、救助救護班、地域住民等	3人1組
応援部隊到着後	<p style="text-align: center;">〔 消防機関、 救助救護班]</p> 1人+(応援部隊)2人	

2 救出資機材の確保

- (1) 初動活動においての救出資機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
- (2) 救出資機材等に不足が生じた場合は、民間業者から調達する。

3 救出活動の実施

(1) 救出活動の実施機関

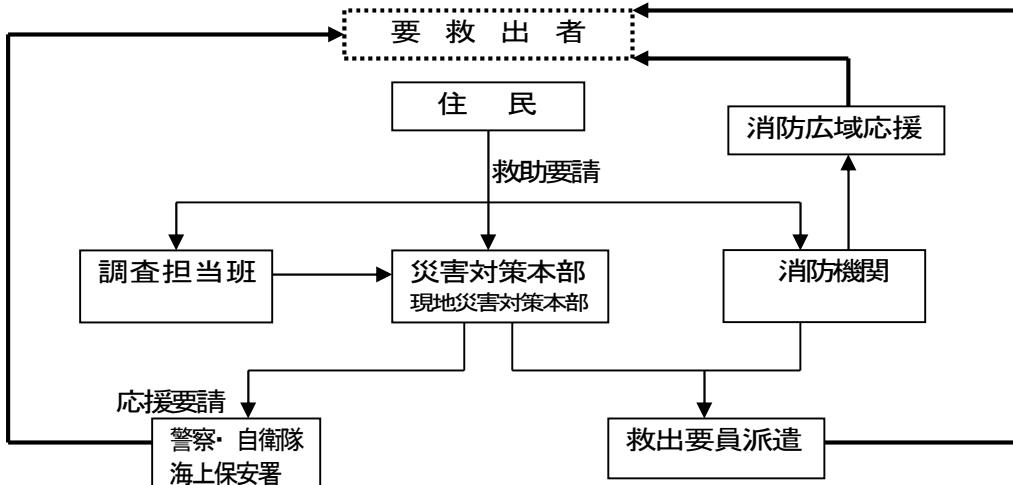
消防機関、救助救護班は、災害により生命、身体が危険となった住民の救助救出にあたり、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社の救護所に収容する。

町は、救助力が不足し対応しきれない場合、又は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道、警察署、自衛隊、海上保安署等に救出要員の派遣を要請し、救出活動を実施する。また、消防機関は、協定に基づく広域応援を要請する。

(2) 被災地域における救助救出活動

町は、警察署と緊密な連携をもとに被災地域を巡回する。救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

〈 救出活動の流れ 〉



4 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を 設置し、救出隊、医療班と連携を図り、救護活動を行う。
- (2) 救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送協力を求め、効率的な活動を行う。
- (3) トリアージタグ使用により、傷病者の重傷度と緊急度を判定して、対応する。

5 傷病者の搬送

- (1) 救護所への傷病者の搬送は、救急処置を要する者を優先とする。
- (2) 搬送は、消防機関、医療班、医療機関等の車両によるほか、必要に応じ防災ヘリコプター等により行う
- (3) 救護所等から後方医療施設への移送を行う。

第5 節 消防計画

大規模な災害により、火災や危険物の漏えい事故が発生した場合の消火活動、火災原因調査等については、次のとおりとする。

項目	内容	担当
消火活動	<ul style="list-style-type: none">・ 消火活動・ 火災のポートホール・ 火災原因の調査	消防機関

1 消火活動

(1) 基本方針

災害発生時の同時多発火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

- ア 住民、自治会、自主防災組織及び事業所は、自ら出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- イ 危険物を取扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- ウ 消防隊は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。

(2) 消防隊の活動

ア 情報の収集

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 消防車の状況及び通行可能な道路
- (ウ) 消防水槽等の利用可能状況

イ 消防活動時の留意事項

- (ア) 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動の実施
- (イ) 延焼火災がない地区の集中消火による安全地区の確保
- (ウ) 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難経路の確保
- (エ) 病院、避難地、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火
- (オ) 火災現場近くに救助救出を要する者が多い場合の優先救出

(3) 住民、自治会、自主防災組織及び事業所の活動

ア 火気の遮断

ガス栓、プロパンガスのバルブ等を閉止する。

イ 初期消火活動

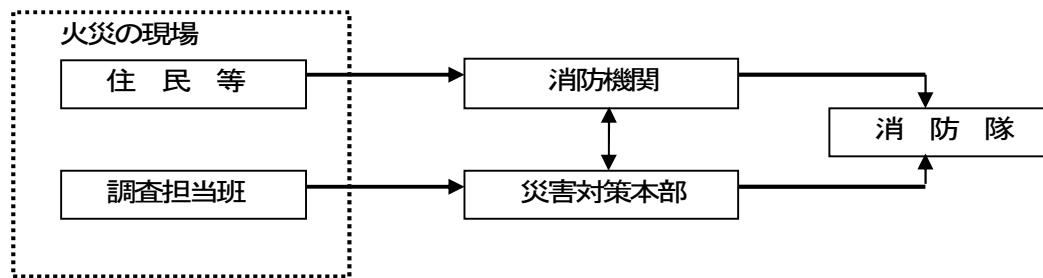
火災が発生したときは、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

ウ 初期救助活動

近隣に救助救出を要する者を発見した場合は、消防機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

(4) 連絡の流れ

被災地で火災を発見した場合は、次の連絡系統で消防隊の出動を要請する。
< 出動要請の流れ >



2 火災のパトロール

消防機関は、自治会、自主防災組織、事業所等と協力して町内の火災パトロールを行う。

- (1) ガス使用開始時の火災の警戒
- (2) 停電復旧時の通電火災の警戒
- (3) 消火後の再燃警戒
- (4) 放火等の防止

3 火災原因の調査

消防機関は、発生した火災について、その原因、被害等の調査のため現場検査を行う。

第6節 災害警備計画

災害の発生時、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を守るために必要となる被災地や避難所等で行う治安維持と警備については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
災害時の警備	<ul style="list-style-type: none">・ 災害警備体制の確立・ 被災地・避難所の警備・ 広報活動・ 救出・救助活動	静岡警察署

1 災害警備体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警察署は関係機関と連携し、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地における社会秩序を維持する。

(1) 災害情報の収集

警備体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

(2) 避難の指示等

警戒区域の設定及び避難の指示等については、町と連携して行う。また、避難場所に当たつては、安全な経路を選定して実施するものとする。なお、詳細については、本章第4節「避難対策計画」の1「警戒区域の設定」及び3「避難準備情報、避難指示」を参照のこと。

2 被災地・避難所の警備

犯罪の予防及び取締り等のため、自主防災組織等と協力して、被災後の無人化した住宅、商店街におけるパトロールを強化し、定期的な巡回を行う。

3 広報活動

風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図り、災害の種別、規模及び様態に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

4 救出・救助活動

防災関係機関と協力し、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体の見分等に当たる。

第7 節 交通応急対策計画

大規模な災害が発生した場合、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等の交通対策が、応急対策活動の生命線となる。交通規制や緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保等については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通網の把握 ・交通規制の実施 ・緊急輸送路の確保 ・緊急輸送のための交通規制 	情報班 建設班 静岡警察署

1 交通規制

(1) 実施機関の交通規制

次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するため、交通検問所を設置するなど交通規制を実施する。

実 施 機 関	交 通 規 制 を 行 う 状 況	根 拠 法 令 及 び 内 容
公安委員会	道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められる場合	道路交通法(昭和35年法律第105号) 第4条 歩行者、車両等の安全確保
	道内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で災害応急対策上必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限
警察署長	道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められる場合	道路交通法第5条又は第114条の3 歩行者、車両等の安全確保
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためにやむを得ないと認めるとき。	道路交通法第6条又は第75条の3 災害対策基本法第76条の3 第1項 車両等の通行の禁止、制限
	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき。	当該車両の移動その他必要な措置を命じることができる。 災害対策基本法76条の3 第1項及び第4項
自衛官及び消防吏員	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき。	警察官がその場にいない場合に限り、職務の執行ができる。 災害対策基本法第76条の3 第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	区間を定めて通行を禁止、又は制限 道路法(昭和27年法律第180号) 第46条

(2) 道路交通網の把握

町は、警察署と連携し、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路状況を把握する。

- ア 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間。
- イ迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点。
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無。

(3) 交通規制の実施

町が管理する道路において交通規制を行う場合は、次の方法により実施する。

- ア 道路標識等の設置。
- イ 緊急を要し道路標識を設置するいとまがないときは、現場警察官等の指示に従う。
- ウ 交通規制により通行禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

2 緊急輸送路の確保

(1) 道路の確保順位

建設班は、災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するために、緊急輸送路を確保する。

- ア 本部長(町長) の指示に基づき、主要な路線から確保する。
- イ 主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保する。

(2) 道路確保作業の内容

- ア 道路の被害状況の調査
- イ 緊急輸送路の決定(応急・復旧)
- ウ 道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路区間を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

ただし、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることができないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認められる。

(1) 緊急輸送車両及び規制対象除外車両の確認手続

緊急輸送車両及び規制対象除外車両であることの確認、標章、証明書の交付は、道知事(日高振興局長) 又は北海道公安委員会(静内警察署長) に対し所定の書類をもって要請する。

(2) 緊急通行車両及び規制対象除外車両の使用

総務班は、緊急通行車両として使用する場合、各車両に「緊急通行車両確認証明書」、「通行標章」の交付を受ける。

「通行標章」は、車両の助手席のウインドウガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官から提示を求められたときは、これを提示する。

(3) 緊急輸送車両の範囲

- ア 緊急通行車両は、災害対策基本法50条第1項に規定する以下の災害応急対策を実施するために使用される車両。
- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために占用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

(4) 規制対象除外車両

- ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
- エ 次に掲げる車両のうち規制対象車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること
 - (ア) 道路維持作業用自動車
 - (イ) 通学通園バス
 - (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - (エ) 電報の配達のため使用する車両
 - (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (カ) 感染症患者の収容又は予防のため使用する車両
 - (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第8 節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速・確実に実施するものとする。

項目	内 容	担 当
輸送対策	<ul style="list-style-type: none">・ 輸送方法・ 輸送車両等の確保・ 輸送対象の優先・ 輸送拠点の設置	総務班、財政班、道、自衛隊、 社団法人室蘭地区トラック協会、 ひだか漁業協同組合、浦河海上保安署

1 輸送方法

(1) 陸上輸送

陸上輸送は、町有車両の他、社団法人室蘭地区トラック協会に応援を要請する。

(2) 海上輸送

海上輸送は、浦河海上保安署又はひだか漁業協同組合及び漁業者に要請し、必要な船舶を確保する。また、使用する港は、漁港管理者と協議して利便性の高い港を使用する。

(3) 航空輸送

消防防災ヘリコプターによる輸送を北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室に要請する。また、自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

2 輸送車両等の確保

(1) 車両・燃料の調達

総務班は車両の借上げ、燃料の調達について、次のとおり行う。

ア 町有車両の把握

財政班は調達可能な町有車両の状況について把握する。

イ 車両の借上げ

町有車両では対応が困難な場合は、輸送業者等から借上げる。

ウ 燃料の調達

各担当班の使用する車両用燃料については、町内の取扱業者より調達する。

エ 配車手続き等

各担当班の配車手続きの方法、配分は、次のとおりとする。

(ア) 総務班は、町有車両を総合的に調整し、各担当班に配分する。

(イ) 各部・担当班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て、総合的に調整し配車する。

(ウ) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

(2) 船舶の確保

ひだか漁業協同組合、浦河海上保安署の協力並びに船舶の借り上げによって行う。

(3) 北海道消防防災ヘリコプターの要請

災害時には、広域的・機動的に活動できるヘリコプターを有効活用するため、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」による応援要請を行う。

ア 運航体制

ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによる。

イ 活動内容

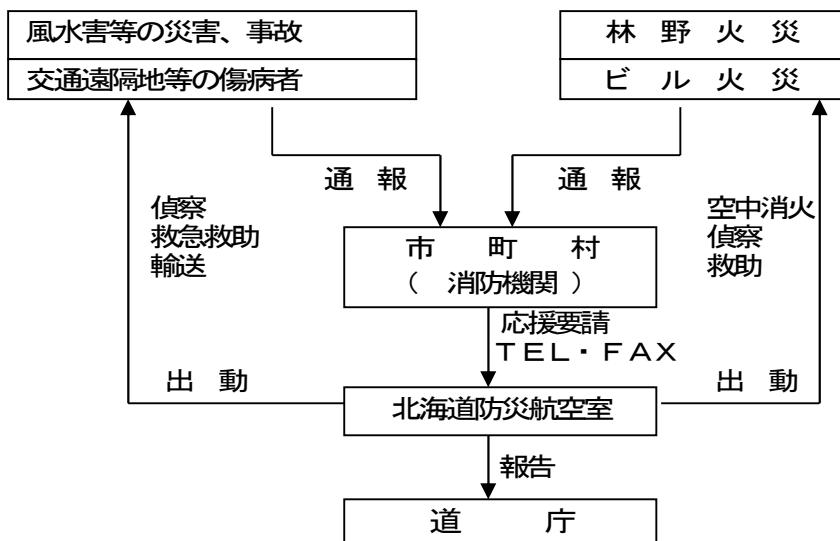
- | | |
|----------------|-----------|
| ・ 災害応急対策活動 | ・ 救急活動 |
| ・ 救助活動 | ・ 火災防ぎよ活動 |
| ・ 広域航空消防防災応援活動 | ・ その他 |

ウ 要 請

要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航云達票」を提出する。

- | |
|-------------------------------|
| ・ 災害の種類 |
| ・ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 |
| ・ 災害現場の気象状況 |
| ・ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法 |
| ・ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 |
| ・ 応援に要する資機材の品目及び数量 |
| ・ その他必要な事項 |

〈 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要請の流れ 〉



3 輸送対象の優先

輸送対象の優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ① 負傷病者、避難行動要支援者等の被災者
- ② 被災者の避難のための対策要員の輸送
- ③ 医療救護における対策要員、資機材の輸送
- ④ 被災者救出のための対策要員、資機材の輸送
- ⑤ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- ⑥ 飲料水の供給のための物資輸送
- ⑦ 救助物資の輸送
- ⑧ 遺体の捜索及び処理のための物資輸送
- ⑨ 埋葬のための物資の輸送
- ⑩ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

4 輸送拠点の設置

(1) 集積場所

商工水産班、救助救護班が調達した物資や他県市町村等からの救援物資を受入れ、保管し、配布するための集積場所は、輸送拠点として交通及び連絡に便利な新冠町役場とする。また、レコード館等を補完施設とする。

(2) ヘリポートの設置

総務班は、臨時ヘリポートの開設予定地を設定する。また、財政班は、ヘリコプター輸送の受け入れ及び支援体制を確立する。

ア ヘリポートの指定(通常時)

- 新冠町場外離発着場

イ ヘリコプター離着陸場箇地一覧

場 所	面 積	着名地点からの方向及び距離
中央町 新冠小学校グラウンド	15,473m ²	IJU R 新冠駅より北 O. 3 Km
北星町 レ・コードパーク	23,938m ²	" 北 O. 6 Km
北星町 新冠中学校グラウンド	10,189m ²	" 北 O. 8 Km
高 江 新冠町判官館森林公園	8,760m ²	" 北西 1. 6 Km
朝 日 朝日小学校グラウンド	17,005m ²	" 北東 6. 8 Km
新 栄 新冠町場外離発着場	25,200m ²	" 北東 6. 0 Km

(3) 海上輸送拠点

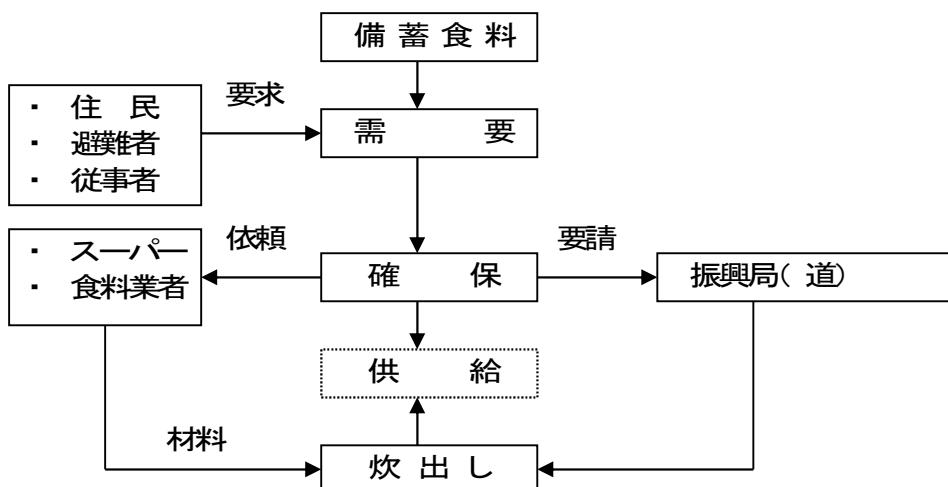
海上輸送拠点は、節婦漁港(第1種: 水深3.0m, 20t 級) とする。

第9節 食料供給計画

災害時における被災者及び応急対策従事者等に対する主要食料及び副食、調味料の供給並びに救助法適用の際の炊出し等は、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
食料の供給	<ul style="list-style-type: none">・ 食料の需要把握・ 食料の確保・ 食料供給活動の実施・ 炊出しの実施	商工水産班、 救助救護班

〈 食料供給の流れ 〉



1 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に収容されない人
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な人
- (3) 住家が被害を受けたため一時隠れ先等へ避難する人
- (4) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段がない人
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 米穀の供給機関が混雑し、通常の供給を受けることが不可能となった人

2 食料の需要把握

救助救護班は、次の方法で食料の需要を把握する。

- (1) 避難所の必要数は、避難所の責任者が把握する。
- (2) 住宅の残留者は、自治会等の住民組織の協力を得て報告する。

(3) 災害応急対策活動の従事者の数は、各班から収集する。

3 食料の確保

(1) 備蓄食料の供給

災害が発生した場合に救助救護班は、備蓄食料の保管場所を確認して、総務班を通じて備蓄食料を避難街所に運び、避難住者へ供給する。

(2) 流通業者等からの食料確保

商工水産班は、食料物工業者、スーパー等から即席めん、パン、弁当、副食品、調味料炊出し用の米穀、野菜等を調達する。

(3) 米穀等の調達

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、その確保について知事(振興局長)に要請する。

米穀等は、知事の指示に基づき、農林水産省から受領する。

(4) 食料供給活動の実施

ア 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、供給業者により行うが、必要な場合は商工水産班が行う。

商工水産班は、町内に調達した食料及び道等から支給を受けた食料の輸送を統括する。

イ 食料の集積場所

食料の集積場所(保管場所)は、災害の状況によって、避難街所、交通及び連絡に便利な公共交通施設その他の適当な場所とする。

ウ 供給する食料

供給する食料は、備蓄食料、米飯の炊出し又は弁当・パン等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

4 炊出しの実施

炊出しには、学校給食室を使用する。学校給食室が使用できない場合は、避難街所で行う。炊出しは、自衛隊、日赤奉仕団、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、婦人団体などに協力を要請し実施する。

(1) 炊出しの記録

炊き出し現場の責任者は、その実態に応じ混乱が起こらないよう指導するとともに、関係事項を記録しておく。

(2) 応急食料

炊き出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被害の状況により食器等が確保されるまでの間は握り飯と漬け物、缶詰等の副食を配給する。

(3) 炊き出しの食品衛生

ア 炊き出し施設には飲料適水を供給する。

イ 必要な器具、容器を十分に確保する。

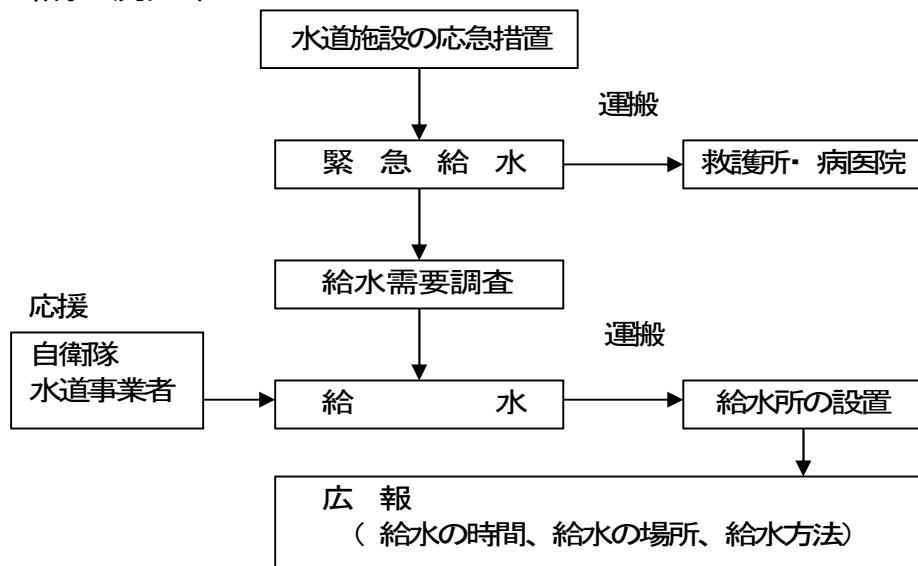
- ウ 炊き出し場所に皿洗い及び器具類の消毒設備を設ける。
- エ ハエその他の害虫の駆除に充分配慮する。

第10節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲用等に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給を実施する。

項目	内 容	担 当
給水活動	<ul style="list-style-type: none"> ・給水体制の確立 ・給水の方法 ・給水の実施 ・応援の要請 	上下水道班、 情報班 総務班

〈 給水の流れ 〉



1 給水体制の確立

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後、3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、災害対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、応急給水資機材を確保し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して給水に当たるものとする。

2 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地或に適当な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車) により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 净水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質の時は、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

(4) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所に派遣された職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により行う。

3 給水の実施

(1) 給水の優先順位

給水は緊急性の高い所から行うものとし、優先順位は次のとおりとする。

- | | | |
|-------|--------|----------|
| ① 救護所 | ② 病・医院 | ③ 社会福祉施設 |
| ④ 避難所 | ⑤ 断水地域 | ⑥ その他 |

(2) 給水の需要調査

上下水道班は、災害が発生し給水機能が停止した場合は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。

ア 復旧の見込み

イ 給水機能停止区域、世帯、人口

ウ 給水班編成状況

エ 応急給水開始時期

オ 給水所の設置場所

(3) 応急給水の必要量

災害から2～3日以内は、飲料水1人1日3リットル、2～3日以後は、飲料水と生活用水を合わせて約20リットルの供給を実施する。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 災害発生直後から2～3日 | ： 1人1日 3リットル(飲料水) |
|----------------|--------------------|

- | | |
|----------|---------------|
| ② 2～3日以後 | ： 1人1日 20リットル |
|----------|---------------|

(4) 給水所の設置

給水は、給水所を設定し、給水車による拠点給水方式で行う。給水所の設置は、避難所とする

が、必要に応じて被災地等にも給水所を設置する。また、給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。

(5) 周知・広報

給水所を設定した時は、~~情~~報に給水に関する広報を要請し、住民への周知を図る。

ア 給水の時間

イ 給水所の場所

ウ 給水方法

(6) 生活用水の給水の拡大

災害から1週間後を目安に洗濯や風呂等に使用する生活用水の需要を把握し、給水の拡大を行う。

4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第11節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する衣料、その他の生活必需品の供与並びに物資の供給については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
衣料、生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none">・需要把握・生活必需品の確保・生活必需品の供給活動	避難御所班、 救助救護班 商工水産班、 財政班
救援物資の管理	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の受入れ・管理	救助救護班

1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度町長が行うものとする。

2 対象者

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を供与又は貸与するものとする。

3 生活必需物資供給活動の実施

(1) 需要把握

救助救護班は、次の方法で生活必需物資の需要を把握する。なお、社会福祉施設等における災害時要援護者の生活必需品の需要に配慮する。

ア 避難御所の必要数は、避難御所の責任者が把握する。

イ 住宅の残留者の必要数は、自治会等の住民組織の協力を得て報告する。

ウ 災害応急対策活動の従事者の必要数は、各班から収集する。

(2) 生活必需物資の確保

ア 備蓄物資の供給

災害が発生した場合に救助救護班は、備蓄物資の保管場所を確認して備蓄物資を避難御所に運び、避難者へ供給する。

イ 流通業者等からの食料確保

商工水産班は、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

ウ 道への要請

地域内での調達が不能になったときは、道に協力を求めるものとする。

(3) 生活必需物資の供給活動

ア 物資の輸送

物資供給に関する輸送業務は、供給業者により行うが、必要な場合は財政班が行う。財政班は、町内調査した物資及び道等から支給を受けた物資の輸送を統括する。

イ 物資の集積場所

物資の集積場所(保管場所)は、交通及び連絡に便利な新冠町役場とし、また、レ・コード館等を補完施設とするが、災害の状況によって、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所とする。

ウ 物資供給の内容

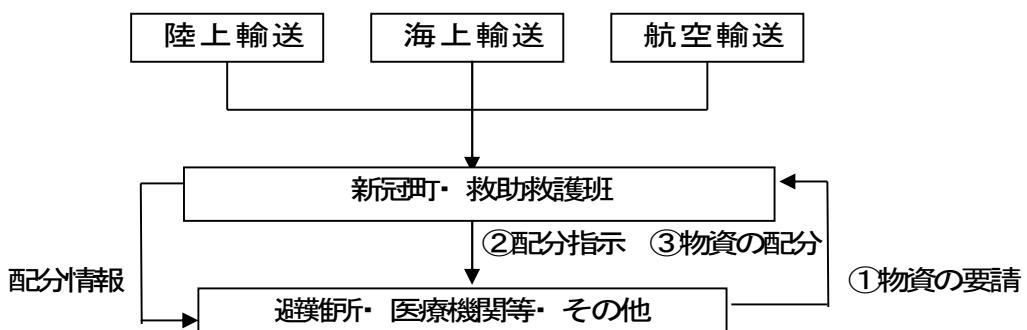
被災者の生活を確保するため、物資供給の範囲は次のとおりとする。

- (ア) 寝具————就寝に必要な最小限度の毛布等
- (イ) 衣類————上着、下着、防寒着衣
- (ウ) 身の回り品————タオル、手拭、運動靴、傘等
- (エ) 炊事用具————鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
- (オ) 日用品————石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き等
- (カ) 光熱燃料————マッチ、ロウソク、灯油等

4 救援物資の受入れ

救助救護班は、救援物資の集中管理を行う。

〈 救援物資の情報システム 〉



第12節 ライフライン施設対策計画

上水道、下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動、また、災害時における被災者の生活確保など応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの被害状況の把握と応急復旧対策を速やかに、次のとおり行うものとする。

項目	内 容	担 当
上下水道施設	<ul style="list-style-type: none">・上下水道施設の応急復旧対策・住民への広報	上下水道班
電力、電話、ガス施設	<ul style="list-style-type: none">・電力、電話、ガス施設の応急復旧対策・住民への広報	北海道電力(株)、 東日本電信電話(株)、 北海道LPガス協会

1 上水道施設の応急復旧

上下水道班は、上水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機動回復作業を行って、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(1) 応急対策

ア 被害調査

- (ア) 取水・導水・浄水施設、送水・配水施設等の被害状況を調査する。
- (イ) 配水管の被害調査を重要幹系統、連絡系統、給水拠点系統の順で安全確認を行う。
- (ウ) 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管を調査する。

イ 応急対策

- (ア) 漏水を確認した時は、バルブ操作により飲料水を確保する。
- (イ) 配水管の破損箇所に対しては、区間断水を行う。
- (ウ) 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- (エ) 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

(2) 復旧対策

ア 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道業者の協力を得る。

イ 災害時の広報

住民に対し、破損箇所、注意事項及び復旧見込みについて広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

ウ 各復旧対策順位

- (ア) 施設より、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で行う。
- (イ) 管は、送水管、配水管の順で行い、破損箇所を優先して、給水可能区域の拡大を図る。

- (ウ) 配水管は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等、緊急給水施設の順で行う。
- (エ) 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で行う。

2 下水道施設の応急復旧

下水道施設が被災し、機能停止した場合、速やかに次のような機能回復作業を行う。なお、汚水処理は新ひだか町の処理場にて実施しているため、連絡体制を整えておく。

(1) 応急対策

ア 被害調査

- (ア) ポンプ場等の施設の被害状況の調査を行う。
- (イ) 管渠の被害調査は、重要な幹線、その他の幹線、枝線の順に調査を行う。
- (ウ) 住民からの通報があった箇所の調査を行う。

イ 応急対策活動

- (ア) ポンプ場等が停電し長時間に及ぶ場合には、発電装置を手配し非常用運転に切り替える。
- (イ) ポンプ場施設が被員し漏水等が生じた場合には、暫定的な機能回復するための応急修理を行う。
- (ウ) マンホールの浮上り、陥没等の道路の段差への安全柵設置等の安全措置を行う。

(2) 復旧対策

ア 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町村の協力を得る。

イ 災害時の広報

住民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置及び復旧見込み等について広報し、住民の生活废水に関する不安解消に努める。

ウ 復旧活動

管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる仮排水、仮管渠設置により、排水機能の回復に努める。

3 電力施設の応急復旧

災害により電気の供給が停止するか、又は停止するおそれがある時は、北海道電力(株)が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

北海道電力(株)は、被災状況により、警戒態勢又は非常態勢等の体制を整備、応急対策活動を行う。

また、災害地或では、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 復旧対策

ア 災害時の広報

住民に対し、電線等による感電防止と被害状況、復旧の見通しを広報する。

イ 復旧対策

(ア) 復旧応援班の編成及配置

(イ) 復旧資機材の調達及び要員の確保

北海道電力(株)内における調達を図り、なおかつ不足するときは関連工事会社等から融通により調達を図る。また、要員の確保について、北海道電力(株)が自衛隊の派遣を要請するときは、町長を経て知事(日高振興局長)に要請するものとする。

(ウ) 復旧内容

電力設備の応急工事を行う。なお、応急工事は、復旧順位、難易及び人員、資材等を考慮して行うものとし、極力送電の確保に努めるものとする。

4 電話施設の応急復旧

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、東日本電信電話(株)が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

総務班は、東日本電信電話(株)に、次の応急対策活動を要請する。

ア 設備、資機材の発動準備及び点検

イ 最小限の通信の確保

ウ 非常用可搬型交換装置の設置

エ 特設用公衆電話の設置

オ 臨時回線の作成

カ 通信の利用制限

キ 非常電話、緊急通話の優先

(2) 復旧対策

次のような復旧計画を策定し、復旧を要請する。

ア 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線

イ 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線

ウ 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

(3) 広報

通信を管理する機関は、災害により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

5 ガス施設の応急復旧

災害が発生した場合は、北海道LPガス協会日高支部の協力により応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

北海道LPガス協会日高支部に、次の応急対策活動を要請する。

- ア ガス出入り弁の遮断
- イ 放出されたガスの拡散
- ウ その他状況に応じた適切な措置

(2) 復旧対策

次のような復旧対策を策定し、復旧を要請する。

- ア 新元町災害対策本部の指示に基づき各班は有機的な連帯を保ちつつ、施設の応急復旧に当たる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認する。

(3) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発を行い、火災、中毒事故防止対策に努める。

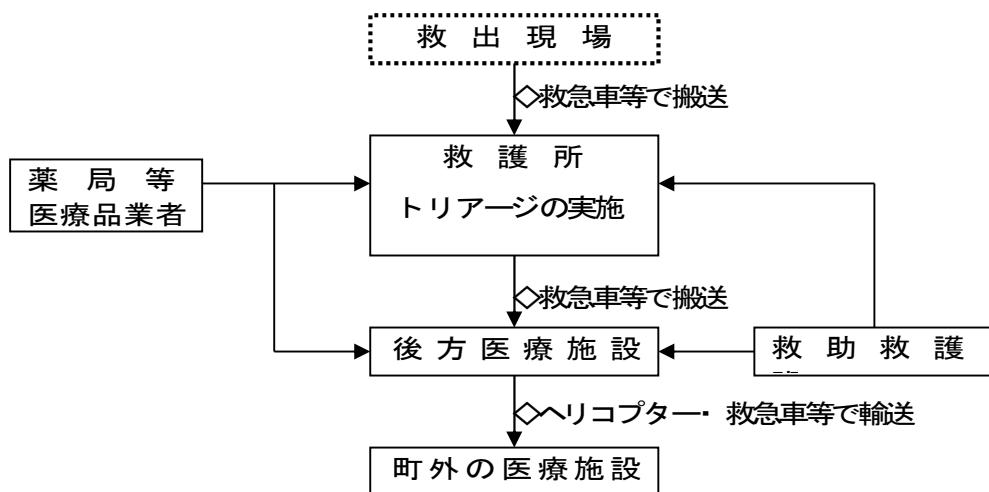
- ア 無断ガス工事を禁止する
- イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。
- ウ 災害の発生が予想されるときは前もってメーターコックの閉止をする。
- エ ガス中毒者を救助するときは、部屋等の密閉箇所の扉、窓など開放して通風を良くしてから手当てをする。

第13節 医療救護計画

大規模な災害では、多数の負傷者に対する医療救護活動と避難生活が長期化した場合の避難者の健康管理、精神面のケアなど、必要となる応急医療については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
応急医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療体制の確立 ・医療救護チームによる医療救護活動 ・医薬品・資機材の調達 ・後方医療 ・透析患者への対策 ・歯科医療救護活動 	医療班、 救助救護班、 医療機関
避難所での医療	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケア対策 	医療班

<応急医療のシステム>



1 応急医療体制の確立

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、医療救護チームを編成する。

(1) 医療救護チームの編成

医療班は、町国保病院の医師、看護師その他の要員により医療救護チームを編成するものとし、災害の状況に応じたものとする。

(2) 救護所の設置

救助救護班は、必要に応じて避難所に救護所を設置し、医療救護チームを派遣する。なお、設置する救護所の規模はその状況に応じて決めるものとする。

(3) 道への応援要請

町は、災害救助法が適用された場合や、災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、医療救護に関する協力を道に要請する。

また、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を道に要

請する。

※ 災害派遣医療チーム(DMAT): 災害拠点病院等の医師、看護師等により組織

2 医療救護チームによる医療救護活動

医療救護チーム及び災害派遣医療チーム(DMAT) による医療救護活動及び内容は、原則として救護所で次のとおり実施する。また、災害の状況によっては、被災地等で医療救護活動を実施する。

(1) トリアージ(負傷者の傷害等の程度の半別)

注) トリアジタッガ: 傷病者の重傷度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

(2) 傷病者に対する応急処置及び医療

(3) 傷病者の医療機関への輸送の要否及び輸送順位の決定

(4) 助産救護

(5) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(DMAT) のみ)

3 医薬品・資機材の調達

(1) 医薬品、医療用資機材の調達方法

医薬品、医療用資機材等の確保は、原則として次のとおり行う。

ア 医療班は、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資機材等について、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

イ 町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、町で調達したもので対応する。また、不足し、自己が携行したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。

ウ 飲料水や洗浄、医療用の給水は、上下水道班に要請する。

(2) 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、日赤道支部(道赤十字血液センター) に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

4 後方医療

(1) 後方医療体制の確立

医療班は、町内的一般病院・病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する収容医療機関を確保する。

なお、町外への輸送が必要な場合は、日高振興局又は近隣市町へ要請する。

(2) 後方医療への搬送

救護所で治療できない重傷病者は、次のとおり後方医療施設へ搬送する。

ア 搬送体制

救護所から後方医療施設への搬送については、消防機関が道及びその他関係機関の協力を得て行う。

イ 搬送の方法

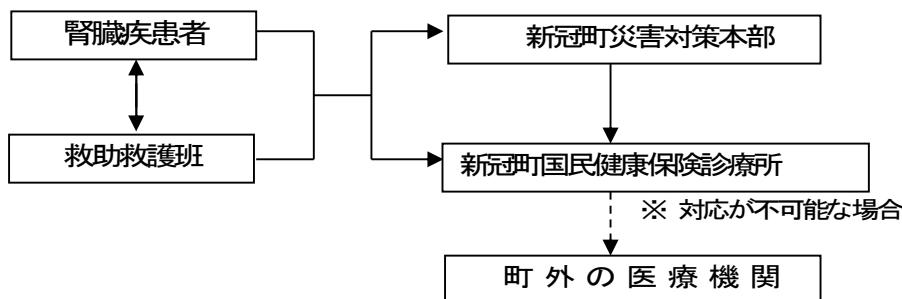
- (ア) 各救護所から消防機関に搬送を要請する。
- (イ) 消防機関の緊急車両が確保できないときは、道、町又は救助救護班が確保した車両により搬送する。
- (ウ) 道路の破損などにより搬送が困難な場合など緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣要請を行う。

5 透析患者への対策

透析患者は、人工透析器、大量の医療用水が必要で、患者の様態に応じた対応が必要なため医療班は次により透析患者対策を実施する。

- (1) 透析施設のある新冠町国民健康保険病院へ要請を行い、搬送する。
- (2) 患者や患者の家族と絶えず連絡をとり、透析の必要な患者の透析スケジュールを作成する。
- (3) 患者が透析中は、患者の看護のため家族やドランティア等の協力を得る。

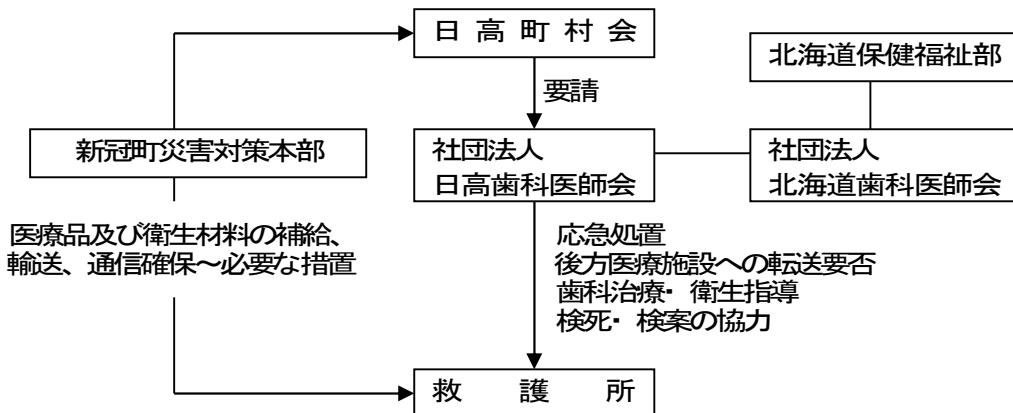
《透析患者受入れの流れ》



6 歯科医療救護活動

災害時に歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、日高町村委会を経由して、社団法人日高歯科医師会に対し、救助救護班の編成及び派遣を要請する。

《歯科医療救護活動の流れ》



7 心のケア対策

大規模な災害発生後48時間以上経過すると、災害にかかわった人たちの心のケアを含めた多彩な対策が必要となる。

対象者例	ア 被災した子供、老人、避難所生活者、 イ 復旧活動の従事者、ボランティア、カウンセラー等
対策の方法	ア 病院等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施 イ 避難所等を巡回診療し、心のケアの必要な人の選び出し ウ 災害相談所で心のケアについて対応 エ 心的外傷に関する広報活動の実施 オ 専門ボランティアの受け入れ

第14節 防疫計画

大規模な災害の発生により浸水等の被害が発生した場合において、感染症等の発生を防止するため必要となる衛生・防疫対策については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
衛生・防疫対策	<ul style="list-style-type: none">・防疫体制の確立・感染症の予防・患者等に対する措置・避難所の防疫指導・家畜防疫	救助救護班、 医療班 農林班

1 防疫体制の確立

町は、被災地或又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確率を図る。

(1) 防疫班の編成

救助救護班よ、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施するための防疫班を編成するものとする。

防疫班：衛生技術者1名、作業員2～3名、事務職員1名で編成。

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

防疫活動に使用する薬剤・資機材は、町が保有するもの又は町内の薬局より確保して使用するが、不足する場合は、道に協力を要請する。

2 感染症の予防

(1) 疫学調査及び保健指導等

医療班よ、疫学調査及び健康診断を日高保健福祉事務所清内地せ或保健部（静内保健所）と協力して行う。

また、避難生活の長期化やライフラインの長期停止により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健活動を実施する。

ア 医師会、保健福祉事務所との連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。

イ 被災者の健康状態を良好に維持するため、入浴施設に係る清拭是共を行う。

ウ 食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。

エ 被災者及び災害対策従事者の精神保健等の健康管理を行う。

(2) 食中毒の予防

食中毒が発生しやすい時期は、住民に広報等で注意を呼びかける。また、日高保健福祉事務

所静内地域保健部(静内保健所) と協力し、食中毒業者等に対し食中毒の防止を指導する。

(3) 予防接種

感染症予防上必要なときは、知事が対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は知事から予防接種の指示を受けたときは、町長が実施するものとする。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(5) 消毒の実施

救助救護班は、次のようなときに地域の床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消毒する。

- ・ 感染症が発生したとき。
- ・ 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
- ・ 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸のあるとき。
- ・ 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
- ・ 土壤還元による「し尿」処理を行うとき。
- ・ ねずみ、害虫等が大量に発生したとき。
- ・ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

ア 消毒方法

救助救護班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。) 第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

イ ねズみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条の第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

ウ 家用水の供給

上下水道班は、感染症法第31条の第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的処理に留意して実施する。なお、供給量は1人当たり約20リットルとする。

エ 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において防疫班は、当該井戸等の設置者等に対し北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

3 患者等に対する措置

医療班は、感染症患者が発生し、又は保菌者が発見された時には、速やかに入院させ、本部に報告する。感染症への対策は、次のとおりとする。

- ・ 被災地及び避難所における感染症患者、保菌者の早期発見
- ・ 感染症の感染者、保菌者の指定医療機関への搬送、入院措置、報告
- ・ 手指の消毒等必要な指導及びクレゾール石けん液等の配布
- ・ 感染症発見箇所の消毒の実施
- ・ 広報の依頼
- ・ 入院が必要な感染症患者は、次の指定医療機関に収容する。

指定医療機関

浦河赤十字病院 浦河町東町1-2-1
TEL (0146) 22-5111

□ 臨時の収容病棟

上記の施設に収容できないときは、新元町保健センター内に臨時の収容施設を設ける。

新元町字中央町5番地の14
TEL (0146) 47-2111

4 避難所等の防疫指導

救助救護班は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

日高保健福祉事務所静内地域保健部(静内保健所) の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってて、できるだけ専従する。また、配膳時の衛生保持及び残糞物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底する。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 家畜防疫

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、町はこれに協力するものとする。

(1) 家畜防疫の実施

- ア 緊急防疫の実施（予防注射の実施及び自主的慎重の指導）
- イ 緊急防疫用資機材の確保
- ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等
- エ 家畜衛生車の被災地への派遣

(2) 家畜の救護

町は日高振興局長及び農業共済組合、家畜診察獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第15節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、次のとおりとする。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章21節「障害物除去計画」によるものとする。

項目	内 容	担 当
清掃対策	<ul style="list-style-type: none">・生活ごみの処理・災害廃棄物処理の計画・実施	救助救護班
し尿対策	<ul style="list-style-type: none">・仮設トイレの設置・し尿の処理	上下水道班
死亡獣畜対策	<ul style="list-style-type: none">・死亡獣畜の処理	農林班

1 清掃対策

(1) 生活ごみの処理

救助救護班は、以下の点に注意しながら、生活ごみを処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ処理場で焼却又は埋立ての方法により処理する。

ごみ処理場で焼却又は埋立てが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求める。

ア 住民に自治会単位によるごみの収集を呼びかける。

イ 生ごみ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。

ウ 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。

エ 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

(2) 災害廃棄物処理の計画・実施

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項及び同法施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

救助救護班は、災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場所に車両で搬送し、集積されたごみは、焼却・破碎処分し最終処分場に搬出する。

2 し尿対策

(1) 仮設トイレの設置

上下水道班は、大規模な災害が発生した時は、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、リース会社等から調達するが、町が調達できない場合は道(日高振興局)に要請する。

<設置場所>

- ・ 下水道使用不可能な地域にある避難場所
- ・ 住宅密集地等の公園

(2) し尿の処理

上下水道班は、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集・処理は、~~過渡的~~の仮設トイレ及び病院等を優先して行う。なお、本町のみで適正に処理することが~~困難~~な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明又は被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、農林班が馬、牛、豚等の家畜の死体の処理を行う。

農林班は、野生鳥獣等の収集及び死体処理が必要となったときは、特別班を編成して収集し、処理する。

死亡獣畜の処理にあたっては、「化製場等に関する法律」など関係法令に従って処理する。

第16節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
飼養動物対策	<ul style="list-style-type: none">・実施体制の確立・逸走犬の処理・飼養動物の取扱い	救助救護班

1 実施体制の確立

町は、被災地における飼養動物の取扱いに関して日高振興局長から指導を受け、逸走犬等の管理を行うものとする。なお、町限りでは対応ができない場合は、道に対して速やかに逸走犬等の保護・収容に関する応援要請を行い、必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2 逸走犬の処理

逸走犬は、捕獲して適当な場所に収容する。また、住民に対して逸走犬を収容している旨を周知する。

3 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、災害発生時においても、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、動物の健康及び安全を保持し適性に取扱うものとする。
- (2) 災害発生における動物の過誤由、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。(条例第6条第1項第4号)
- (3) 災害発生時においては、道や関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第17節 文教対策計画

災害発生時には、学校等の施設では、幼児・児童・生徒の安全確保を行う。また、避難所開設への協力といち早い教育活動の再開に向けた活動については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
応急教育対策	<ul style="list-style-type: none">・学校の災害直後の措置・児童・生徒、教員の安否確認・休校措置・応急教育の実施・学校給食等の措置	学校教育班
応急保育対策	<ul style="list-style-type: none">・保育所の災害直後の措置・幼児、職員の安否の確認・応急保育の実施	救助救護班
避難所支援対策	<ul style="list-style-type: none">・避難所開設への支援	学校教育班、 避難所班
文化財対策	<ul style="list-style-type: none">・文化財の保全対策	社会教育班

1 学校管理者等の責務

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 応急教育対策

(1) 学校の災害直後の措置

ア 災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合、学校長は次の措置を行うとともに、教育部長を通じて本部長に報告する。

(ア) 勤務時間内

学 校 長	<ul style="list-style-type: none">状況に応じ緊急避難の指示を行う。児童、生徒を学校にて保護者に引渡すか、教員の引率により、集団下校させる。災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none">応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(イ) 勤務時間外

学 校 長	<ul style="list-style-type: none">参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none">所属の学校に参集する。

イ 町が災害に関する情報を受けた場合の措置

本部長は、災害に関する情報を、学校教育班を通じて学校長へ伝達する。

学 校 長	<ul style="list-style-type: none">災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。ラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線の屋外扩声機・戸別受信機等で被害状況を収集する。児童、生徒への伝達には、混雑防止の配慮をする。状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等適切な措置する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none">気象状況その他の災害に関する情報を注意する。災害発生のおそれがある場合は、学校と協力して応急教育体制に備える。

(2) 児童・生徒、教職員の安否の確認

学校教育班は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

学 校 長	<ul style="list-style-type: none">児童・生徒・教職員の安否をまとめ、学校教育班に報告する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none">児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

(3) 休校措置

ア 被災により休校する場合は、次のような事情が生じたときとし、教育委員会への報告は速やかに行う。

(ア) 児童生徒の半数以上の登校が困難と認められるとき

(イ) 校舎の全部又は大部分が使用不可能でかつ近隣に利用可能な公共施設及び最寄りに学校がないとき

イ 休校周知の方法は次により行う。

(ア) 通信網の利用と各種団体、児童生徒及び父母等の協力による。

(イ) 放送施設装備車両による呼びかけ

(4) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施場所の確保

学校長は、避難所との兼合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。また、被害の程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

被害の程度	応急教育の実施場所	
校舎の一部が被害を受けた場合	・ 特別教室	・ 屋内体育館 ・ 2部授業の実施
校舎の全部が被害を受けた場合	・ 公民館等の公共施設、隣接学校の校舎	
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	・ 避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ・ 応急仮設交番	

イ 応急教育の実施

(ア) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合があっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。

(イ) 特別教育計画による授業の実施に当たっては次の点に留意する。

- 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
- 教育活動の場所として寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
- 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）。
- 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難所が授業の支障とならないよう留意する。
- 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分留意する。

(ウ) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

ウ 教職員の確保

町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、近隣学校と連絡を密にして教職員を配置する等教育活動に支障をきたさないようにする。

エ 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、概ね次の点に配慮する。

〈生活に関する指導内容〉

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none">○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導○ 衣類、寝具の衛生指導○ 住居、便所等の衛生指導○ 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導	<ul style="list-style-type: none">○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。○ 児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

〈学習に関する教育内容〉

- 教具、資料を必要とするものなるべく避ける。
- 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。

オ 学用品の調達及び給与

災害救助法が適用された場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の調達及び給与は、町長が災害の委任により、次のとおり行う。

給与の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い又は破損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。
調達の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育長に指示する。学校教育班より、指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。
給与の記録	学用品の給与状況について記録する。

※詳細については災害救助法の規定による。

カ その他の留意事項

施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、看護教諭等があたる。重傷者がある場合は、病院に搬送する。

（5）学校給食等の措置

ア 学校給食については、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

- イ 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- ウ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関と連絡の上、たゞちに緊急配達を行うものとし、その他の物資については応急調査に努める。
- エ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

3 応急保育対策

(1) 保育所の災害直後の措置

救助救護班は、保育所の災害直後の措置について、「学校の災害直後の措置」を準用して行う。

(2) 幼児、職員の安否の確認

幼児、職員の安否の確認については、「児童・生徒・教職員の安否の確認」を準用する。

(3) 応急保育の実施

保育所の所長は、次のとおり応急保育を実施する。

ア 職員を掌握して保護者及び幼児の被災の状況を把握する。

イ 保育所の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。

ウ 応急保育は、受入れ可能な幼児について、保育所において保育を行う。

(4) その他の留意事項

ア 幼児の避難時の注意事項

- ① 避難所を確認する。
- ② 左手で右腕を軽くおさえ、順に避難する。
- ③ 前の人を追い越さず、話をしないで避難する。
- ④ 保育士は、室内を確認して幼児とともに避難する。
- ⑤ 避難所に到着した順に整列し、人員点呼を行う。
- ⑥ 指示があるまでその位置を離れない。

イ 幼児の保護

施設内の幼児の救護は原則として、新元町国民健康保険病院、医師会等に協力を求める。

ウ 幼稚園における応急保育

幼稚園における応急保育は、「保育所」のものを読み替えるものとする。

4 避難所開設への支援

避難所に指定されている学校の教職員は、避難者が避難してきた場合、体育館等を開設して避難者の収容に協力する。また、施設の利用等については、避難所に派遣された町職員と協議し、運営に協力する。ただし、教職員は、避難所の運営要員としては、協力者の立場とする。

学校施設が避難所として利用されるにあたり、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にすること

(2) 校舎の一部に避難者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできる限り隔離すること

- (3) 収容施設として使用が終わったときは校舎全体の清掃・消毒、便槽の汲取りを実施すること
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること
- (5) 恐怖への心のケアについて配慮し、指導を実施すること

5 文化財の保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群) の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の安全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第18節 住宅対策計画

災害により、住家が損壊した被災者への、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の応急危険度判定等の実施については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
被災建物の応急危険度判定	<ul style="list-style-type: none">・応急危険度判定士の確保・危険度判定実施本部(窓口)の設置・応急危険度判定の実施	建設班
応急仮設住宅の設置	<ul style="list-style-type: none">・需要の把握・入居者の選定・用地の確保・応急仮設住宅の建設	救助救援班 建設班
被災住宅の修理	<ul style="list-style-type: none">・修理対象住宅の選定・修理の実施	建設班
住宅の確保	<ul style="list-style-type: none">・公営・民間住宅の確保、あっせん・入居者の選定	建設班
資機材のあっせん、調達	<ul style="list-style-type: none">・道へのあっせん依頼	建設班
住宅の応急復旧活動	<ul style="list-style-type: none">・住宅の応急修繕を推進	建設班

1 被災建物の応急危険度判定

(1) 危険度判定実施本部(窓口)の設置

建設班は、応急危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するため、判定実施本部(窓口)を設置するとともに、次のことを行う。また、本部長は建設水道課長とする。

- ア 受入れ判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止などを表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打合せの実施

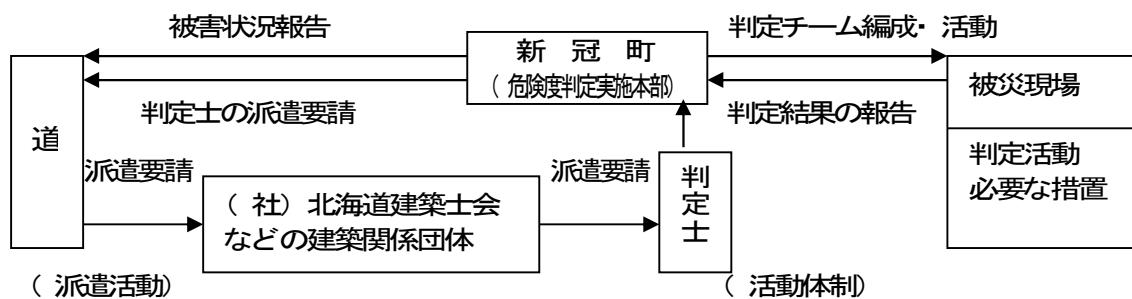
(2) 判定士の確保

建設班は、次のとおり建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- ア 町内関係団体へ派遣を要請する。
- イ 北海道(日高振興局)、他市町村へ派遣を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

(3) 応急危険度判定の活動体制

判定活動の体制は、次のとおりとする。



(4) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

災害発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(5) 判定作業の概要

ア 判定は「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築防災協会)に従って行う。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対応方法を記載し、建物の見やすい場所に貼り付ける。なお、判定の内容は次のとおりである。

- 危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
- 要注意：建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより、使用及び立入りができる。
- 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

ウ 判定は目視で行う。

(6) 判定後の措置

判定の結果「危険」とされた建物については、立ち入り禁止を促す。

(7) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(8) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であり、二次災害などで被害が進んだ場合、又は、適切な応急補助が行われた場合には判定結果が変更されることがある。

(9) 建物の解体、撤去

建設班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して住民に対し、解体、

撤去の措置を促す。

2 応急仮設住宅の設置

(1) 需要の把握

救助救護班は、災害発生後7日以内に応急仮設住宅の入居希望者を把握する。調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を避難所で受付ける。なお、被災時に町内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

(2) 入居対象者

応急仮設住宅の入居希望者は、次の基準を原則とする。

- ① 住宅が全焼、全壊又は流出したものであること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること。
 - ・ 生活保護費の被保険者並びに要保護者
 - ・ 特定の資産をもたない失業者
 - ・ 特定の資産をもたない未亡人、母子世帯
 - ・ 特定の資産をもたない老人、病弱者、身体障がい者
 - ・ 特定の資産をもたない勤労者
 - ・ 特定の資産をもたない小企業者
 - ・ 上記に準ずる経済的要保護者

(3) 入居者の選定

入居者の選定は、入居希望の条件を十分調査し、本部員会議において決定する。なお、災害時要保護者を福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

(4) 用地の確保

応急仮設住宅の建設地は、以下の条件を考慮し、建設担当が用地を確保する。

- ・ 浸水、崖くずれ等の危険がないこと。
- ・ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上良好なこと。
- ・ 児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること。
- ・ 交通の便がよいこと。
- ・ 公有地であること。
- ・ 敷地が広大であること。

(5) 応急仮設住宅の建設

ア 建設実施の決定

応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、原則として知事が実施し、知事の委任を受けた場合には本部長が行う。

ウ 建設の実施

(ア) 建設の基準

建設の基準については、災害救助法の規定による。住宅の仕様については、その標準規模を1戸(室)当たり平均29.7平方メートルとするが、入居希望世帯の構成状況に応じ、いくつかのタイプに分けて建設する。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て、若しくは共同建てとする。また、高齢者等の災害時要援護者のために、福祉仮設住宅の設置を図る。

なお、応急仮設住宅を近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用できる施設の設置を図る。

(イ) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、建設班が所管し、建設業者に協力を要請する。

(ウ) 建設の費用

費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 維持管理

知事が応急仮設住宅を設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

(7) 応急仮設住宅の存続期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定定行政庁(道)の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

3 被災住宅の修理

(1) 応急修理実施の決定

ア 対象者

応急修理の実施の対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

① 住宅が半壊、半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること

イ 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限において、実施(給付)するものとする。

(2) 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。

(3) 修理の実施

修理の実施については、災害救助法の規定による。

(4) 公営住宅の応急修理

公営住宅の応急修理については建設効率調査を行い、修理の必要度の高い住宅から実施する。

4 住宅の確保

建設班は、公営住宅、民間住宅の空き家の確保を行う。

(1) 公営住宅等の確保、あっせん

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時にあっせんする。公営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、小人数世帯向け住宅として確保に努める。

(2) 民間住宅の確保

民間の賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅に準ずるものとして確保する。

(3) 公営・民間住宅の入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、「本節2 応急仮設住宅の設置(2)入居者の選定」を準用する。

(4) 災害公営住宅の整備

ア 整備の対象

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の減失戸数が100戸以上のとき
- ② 1市町村の区域内の減失戸数が200戸以上のとき
- ③ 減失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- ① 被災地域の減失戸数が200戸以上のとき
- ② 減失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲り受け、管理は町が行う。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準による。

(ア) 入居者の条件

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること
- ② 当該災害発生後の月収が公営住宅法の定める金額以下の世帯であること
- ③ 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- ① 建設、買取りを行う場合標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合3/4
- ② 借上げを行う場合共同施設等整備費の2/5

5 資材のあっせん、調達

町長は、建築資材等の調達力に困難な場合は、道にあっせんを依頼する。

6 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第19節 被災宅地安全対策計画

町災害対策本部が設置されることとなる規模の降雨等による災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

項目	内 容	担当
被災宅地安全対策	・被災宅地危険度判定の実施の決定 ・被災宅地危険度判定士の派遣要請	建設班

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定士の派遣要請

町長は、必要に応じて危険度判定士の派遣を知事に要請する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- （1）宅地に係る被害情報の収集
- （2）判定実施計画の作成
- （3）宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
- （4）判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- （5）判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 危険度判定士の業務

危険度判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- （1）「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- （2）宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- （3）判定結果は、当該宅地の見やすい所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。

調査済宅地	青のステッカーを表示する。
-------	---------------

5 事前準備

町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町は、道との相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道が実施する、被災宅地危険度判定実施要綱で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を要する者を対象とした判定士の要請、登録及び更新等に関する事務について、町はこれに協力するものとする。
- (3) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第20節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理・埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索、遺体の検視・検案・処理、納棺資材の確保、遺体の安置、埋葬等については、次のとおりとする。

なお、処理の対象は、災害により死亡し、又は遺体で発見されたもので災害による社会混乱防止のため、遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

項目	内 容	担 当
行方不明者の捜索	<ul style="list-style-type: none">・ 行方不明者リストの作成・ 捜索活動の実施	救助救護班、 静岡警察署
遺体の処理	<ul style="list-style-type: none">・ 納棺用品等資材の確保・ 遺体の検視・検案、処理・ 遺体の安置	医療班、 静岡警察署 医療機関
遺体の埋葬	<ul style="list-style-type: none">・ 埋葬処理	医療班

注) 検視: 変死者の死体を取り調べること。

検案: 死因等の医学的な検査

1 実施責任

(1) 町長(救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。)

(2) 警察官

(3) 海上保安官

2 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者リストの作成

所在の確認のできない住民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、救助救護班が次のとおり行う。

- ① 救助救護班は、役場内に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- ② 届出を受けた時は、行方不明者の
ア.住所 イ.氏名 ウ.年令 エ.性別 オ.身長 カ.体重 キ.着衣 ク.その他の特徴
について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- ③ 「届出」については、まず遭難者名簿で確認し、不明者については、「行方不明者リスト」を作成する。
- ④ 「行方不明者リスト」については、警察署長宛に1部送付する。

(2) 捜索活動の実施

搜索活動は、行方不明者リスト（救助救護班が作成）に基づき、救助救護班と日高中部消防組合消防署新冠支署が、警察署、自衛隊、海上保安署に協力を要請し実施する。被災の状況によつては、地域住民の協力を得て実施する。

ア 搜索活動中に遺体を発見した時は、本部及び警察署に連絡する。

イ 発見した遺体は、発見日時、場所、着衣、特徴等と発見者名を記載したメモを添え、身元を確認する。

ウ 搜索の実施期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

※ 災害救助法施行令第9条の2（救助の程度、方法及び期間の定め）

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲において、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、都道府県知事が、これを定める。

(3) 応援要請

遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合、また当町だけで搜索の実施が困難であり隣接市町村の応援を要請する場合は、その市町村に対し次の事項を明示して電話又は文書により搜索の応援を要請する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数・氏名・性別・年齢・容貌・特徴・着衣等

3 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡したもので、災害による社会混乱のため、その遺族等が死体遺体の処理を行うことができない者。

(2) 納棺用品等資材の確保

遺体を納めるための「棺」や保存のためのドライアイスは、町内葬儀業者から確保する。

また、搜索、収容、火葬に必要な人員並びに処理のための施設の確保を行う。

(3) 遺体の検案、処理

警察の検視及び医師による遺体の検案を受けた後、遺体の処理を引継ぐこととする。

注) 検視：変死者の死体を取り調べること。

ア 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。

イ 遺体の検案は、死亡診断のほか洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに検案書を作成する。

ウ 身元が判明しており、かつ遺族等の引取りがある場合は遺体を引渡す。

エ 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。

オ 検案を終えた遺体は、関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する死体収容所（安置所）へ搬送する。

（4）遺体の安置

検案を終えた遺体について、警察署の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置するものとする。

ア 付近の寺院の承諾を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、過渡御所等へ仮設安置所を設置する。

イ 遺体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。

ウ 遺族その他より死体引取りの申出があった場合は、遺体処理台帳に記入のうえ、引渡す。

エ 遺体の埋火葬許可証の発行を求める。

4 遺体の埋葬

（1）対象者

災害時の混乱の再に死亡したもの及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない死体。

（2）埋葬方法

ア 埋葬は、原則として火葬とする。

イ 死体が多数のため靈廟場で処理できないときは、近隣市町の靈廟場に協力を依頼する。

（3）処理

ア 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。

イ 遺体が多数のため靈廟場で処理できないときは、近隣市町の靈廟場に協力を依頼する。

ウ 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。

エ 遺族等から遺骨、遺留品の引取希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引渡す。

オ 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。

カ 事故死等による遺体については、警察署から引き継ぎを受けた後埋葬する。

キ 身元不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により仮埋葬する。

ク 埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

第21節 障害物除去対策

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
障害物除去	<ul style="list-style-type: none">・道路・河川の障害物の除去・鉄道等の障害物の除去・海上の障害物除去・住宅又はその周辺の障害物除去	建設班、農林班、商工水産班、各道路管理者、JR北海道、海上保安部
除去した障害物の処理	<ul style="list-style-type: none">・除去した障害物の集積・保管場所・障害物の売却及び処分の方法	建設班

1 実施責任

(1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

(2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

(3) 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第7章第1節「海上災害対策」の定めるところによる。

(4) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものについては、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 障害物除去の対象

(1) 住民の生命財産等を保護するため速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを円滑にし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は土木業者の協力を得て行うが、状況に応

じて自衛隊の派遣を要請して行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積・保管場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積・保管する。

町が除去した障害物については、周囲の状況により、その都度町災害対策本部長が指定する。

5 障害物の売却及び処分の方法

保管した工作物が滅失又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用あるいは手数を要する場合は、工作物を売却しその代金を保管する。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、次のとおり行うものとする。

項目	内 容	担 当
道路・橋梁	・ 道路・橋梁の応急・復旧対策	建設班、総務班
河川・海岸・急傾斜地等指定地	・ 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策	建設班、農林班、商工水産班
鉄道	・ 鉄道の応急・復旧対策	JR北海道
その他の公共施設	・ その他の公共施設の応急・復旧対策	各施設管理者

1 道路・橋梁の応急・復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれ所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。町が管理する道路は、次のとおり応急復旧対策を行う。

(1) 応急対策

ア 被害状況の調査

建設班は、災害が発生した場合に被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

イ 道路管理者への通報

建設班は、町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、その道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

ウ 交通規制

総務班は、通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。

(2) 復旧対策

ア 道路応急復旧

建設班は、被害を受けた町道について町内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。また、道路の応急復旧が困難な場合は、総務班を通じて北海道知事(日高振興局、室蘭建設管理部)、自衛隊に対し応援を求める。

イ 仮設道路の設置

建設班は、町道が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

2 河川・海岸・急傾斜地等指定地の応急・復旧対策

災害が発生した場合、河川・海岸・急傾斜地等指定地の管理者は、それぞれ所管する施設・箇所について、被害状況を速やかに把握し、応急措置を行う。町が管理する箇所については、次のとおり応急復旧対策を行う。

(1) 河川

ア 応急対策

(ア) 被害状況の調査

建設班は、災害が発生した場合に河川の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

(イ) 応急排水

浸水被害が発生した場合は、状況により応急排水を実施する。

イ 復旧対策

建設班は、堤防、護岸等の被害について調査し、速やかに応急復旧を要請する。

(2) 急傾斜地等指定地

ア 応急対策

建設班は、次のような応急対策を行う。

(ア) 地すべり、急傾斜地等の指定地の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

(イ) かけ崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。さらに、かけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。

(ウ) 宅地周辺では、自然かけ地、道路の造成に伴うかけ地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難、警戒を行う。

イ 復旧対策

建設班は、二次災害防止のため、被害状況に応じて、応急的な危険防止策を講ずる。

3 その他の公共施設の応急・復旧対策

災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

- | | |
|---------------------------|----------|
| ・ 退避対策の実施 | ・ 混乱の防止 |
| ・ 施設入所者の人命救助 | ・ 本部への通報 |
| ・ 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置 | |
| ・ 施設の応急復旧活動の実施 | |

第23節 農林漁業対策計画

災害発生時には、農作物や家畜等への対応も必要であり、家畜の飼料確保や農林漁業施設への対策等については、次のとおりとする。

項目	内容	担当
農林漁業対策	<ul style="list-style-type: none">・ 農林漁業の被害調査・ 家畜飼料の確保・ 農林漁業施設の防疫	農林班、商工水産班

1 農林漁業の被害の調査

農林班及び商工水産班は、北海道の被害状況判定基準に基づき、農林漁業被害の調査を行う。

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| ・ 畜産物 | ・ 農作物 | ・ 農林地 |
| ・ 農林漁業用施設 | ・ 共同利用施設 | ・ 営農林材施設 |
| ・ その他 | | |

2 家畜飼料の確保

町長は、災害に際し、家畜飼料の不足が予想される場合は各農家の飼料の確保に協力する。

応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせんは、次の事項を明らかにし、文書をもつて日高振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

(1) 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- ア 家畜の種類及び頭頭数
- イ 飼料の種類及び数量(再播用飼料作物種子については、種類、品質、数量)
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法(預託、附添等)
- エ 転飼予算
- オ 農家戸数等の参考となる事項

3 農林漁業施設の防疫

(1) 農林漁業施設の防疫活動

農林班及び商工水産班は、次のような農林漁業施設の防疫活動を促進する。

- ア 農作物及び家畜の伝染病の予防
- イ 被災施設の防疫

ウ 災害地の木樺子の病害虫の防疫

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第15節「廃棄物等処理計画」を参照のこと。

第24節 労務供給計画

災害発生時の応急対策に必要な一般労働者の雇い上げについては、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
労務供給	・ 供給方法 ・ 賃金及びその他の費用負担	総務班、建設班、財政班

1 供給方法

- (1) 災害対策本部長(町長)は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、まず町内の建設業者の協力を得て確保するものとするが、確保できないときは浦河公共職業安定所長(浦河公共職業安定所静内分室)に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- (2) 浦河公共職業安定所静内分室に求人申込みを行う場合は、次の事項を明らかにする。

- ① 職業別、所要労務者数
- ② 作業場所及び作業内容
- ③ 期間及び賃金等の労働条件
- ④ 宿泊施設等の状況
- ⑤ その他必要な事項

2 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、災害救助法が適用されるもののほか、町が全額負担する。
- (2) 労務者に対する賃金は、地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を上回るよう努める。

第25節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

大規模な災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼することができる。その要請依頼の方法、応援の受入れ等については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
応援 派遣、 撤収要請	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊派遣要請 ・自衛隊の判断による災害派遣 ・自衛隊の撤収要請 	総務班
応援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊との連絡調整 ・受入体制の準備 ・経費の負担 ・派遣活動の内容 	総務班、財政班

1 自衛隊派遣要請

町長は、災害により、人命又は財産保護のため必要がある場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)5号)第83条の規定に基づき部隊等の災害派遣の要請を日高振興局長に依頼する。

(1) 派遣要請の方法

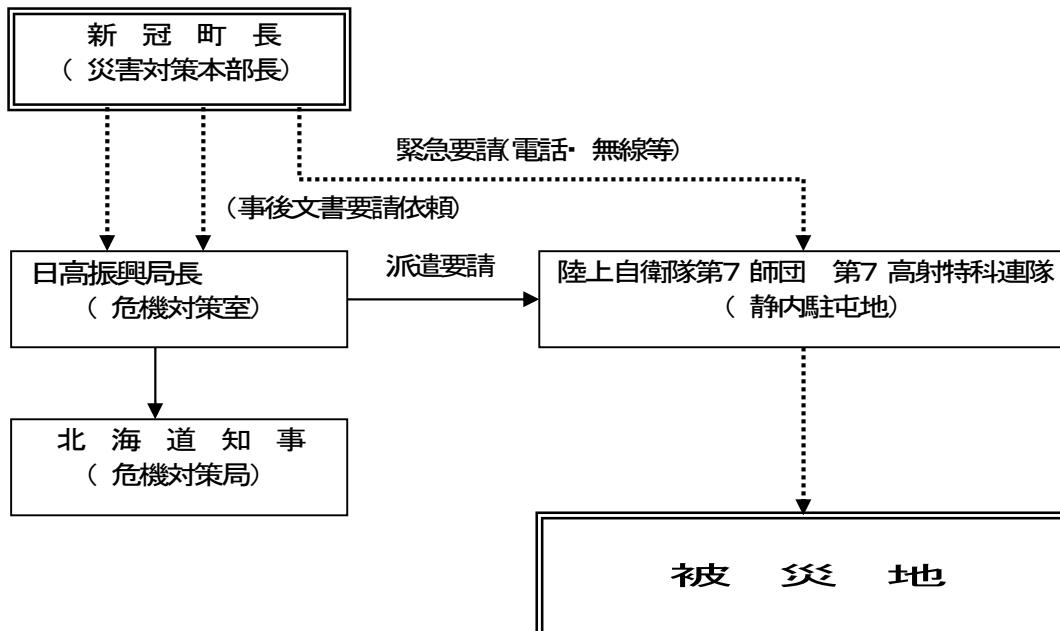
総務班は、文書にて要請内容を明確にして日高振興局に派遣要請を依頼する。

ただし、緊急を要する場合や通信の途絶により日高振興局長への依頼ができない場合は、電話又は無線等で直接要請し、後日、速やかに文書を送付する。

要 請 先	電 話 番 号
日高振興局(危機対策室)	電話 (0146) 22-9075
緊急時 陸上自衛隊第7師団 第7高射特科連隊 (静内馬駐屯地 第3科)	電話 (0146) 44-2121 (内線 231~234) 夜・休日 301

要 請 伝 達 方 法	文書各1部(緊急の場合は電話等を行い、後日文書送付)
要 請 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 派遣部隊が展開できる場所 ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

〈 自衛隊派遣要請の流れ 〉



(2) 受入体制

町長は、自衛隊の派遣が確定したときは、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、次のとおり部隊の受入体制をとる。

連絡窓口	総務班を担当者とする。派遣自衛隊からは、連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ・ 必要な資機材を確保する。 ・ 作業に関係する施設の管理者の了解をとる。 ・ ヘリポートの開設。
受入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿舎、屋内施設 ・ 資材置場、炊事ができる広場 ・ 事務のできる部屋、駐車場

(3) 経費の負担

次の経費は、町が負担する。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

2 派遣活動の内容

自衛隊の災害派遣における支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の援助
- (3) 避難者の捜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) 救援、復興に関する事項
- (13) その他

3 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突然的で、その援助が特に急を要し、知事等の要請を待つとまかない場合は、自主的に部隊等を派遣する。災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つとまかないと認められること。

4 自衛隊との連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した第7高射特科連隊長（静内駐屯地司令）等と密接な連絡調整を行うものとする。

5 自衛隊の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、第7高射特科連隊と協議するとともに、文書により速やかに日高振興局長に対して災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

第26節 広域応援・職員応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するために必要なときは、次のとおり広域応援等を実施する。

項目	内 容	担 当
応援・派遣、撤収要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援協定先への要請 ・ 道、市町村、国への要請 ・ 消防庁或心援要請 ・ 緊急消防援助隊への要請 ・ 民間企業等への要請 ・ 撤収要請 	総務班
応援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入体制の準備 ・ 経費の負担 	総務班、財政班

1 応援協定先への要請

関係する各部各班より、各応援協定に基づく応援要請を行う。

2 応援要請の実施

(1) 北海道(日高振興局)への要請

総務班より、道知事に対し、応援の要請又は職員派遣の要請を行う。ただし、緊急の場合は、電話、無線等で直接要請し、後日、速やかに文書を送付する。

要 請 先	日高振興局長(危機対策室) TEL(0146)22-9075 北海道総合行政情報ネットワーク 6-610-2191
-------	--

要請伝達方法	文書各1部(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)	
応援の要請書の記載内容	① 災害の種類及び状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援場所及び応援場所への経路 ⑤ 応援の期間 その他必要な事項 ⑥ 災害活動に必要な車両等の種類、規格及び台数 ⑦ 職員の職種別人員 ⑧ その他必要な事項	災害対策基本法 第68号

職員派遣斡旋時 時の記載内容	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法 第30条
-------------------	---	-----------------

(2) 道内市町村への要請

他の市町村への要請は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道への要請と同様に行う。

(3) 国の機関に対する職員派遣要請

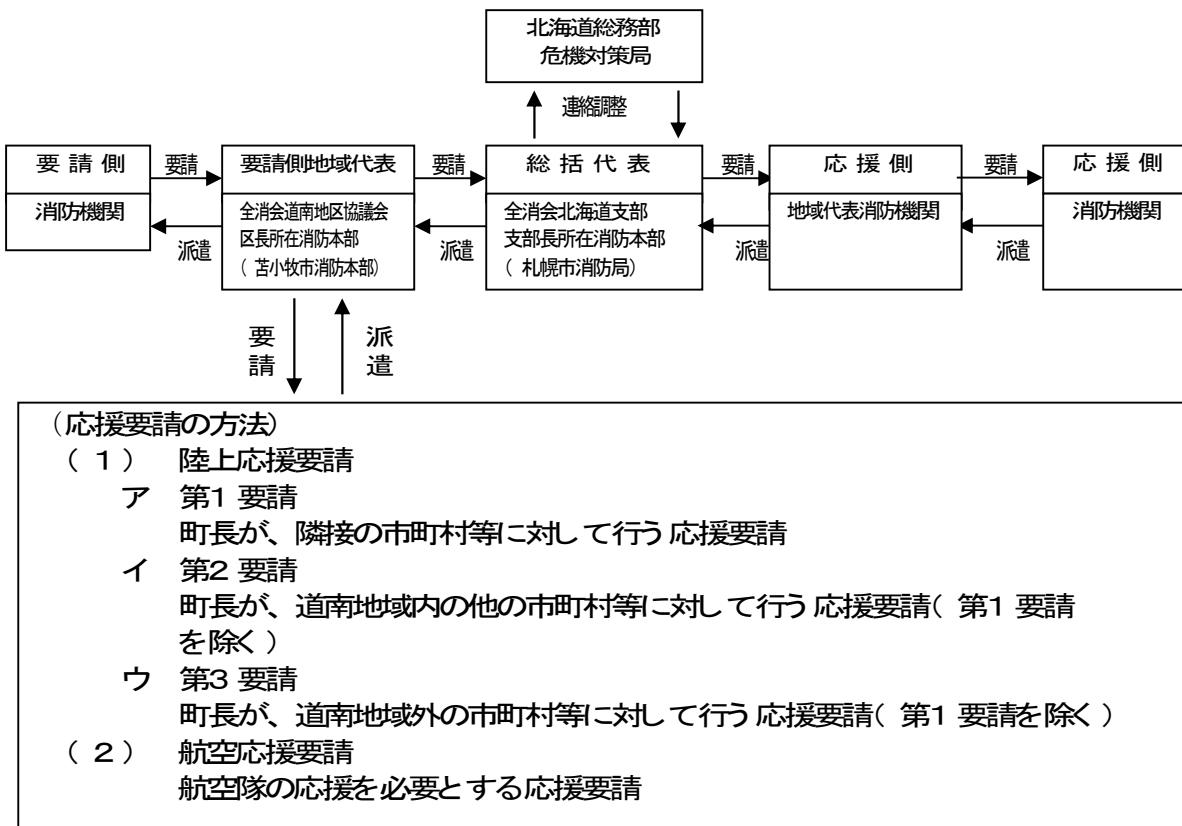
町長は、町域における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

要請伝達方法	文書各1部	
職員派遣要請時 の記載内容	① 派遣を要請する理由 ② 派遣を要請する職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法 第29条

(4) 消防の広域応援要請

消防機関は、災害等による大規模災害が発生し、他市町村の消防機関の応援を必要とする場合は、北海道広域消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

〈 広域応援要請の流れ 〉



(5) 緊急消防援助隊への要請

町長は、大規模な災害に際し、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、電話及びファクシミリ又はパソコンによるメール等により速やかに道知事に連絡するものとする。ただし、道知事に連絡がとれない場合は、消防庁長官に対して要請するものとする。

(6) 民間企業等への協力要請

各班は、次のとおり民間企業等へ協力要請を行う。

要請先(流通備蓄)	内 容
卸売業者、スーパー、デパート、仕出し組合等	食料、生活必需品
企業	食料、飲料水、資材置場
農業・水産団体	野菜類、穀物、魚貝類など生鮮品
企業・団体	車両、防災資材、医療品、仮設住宅、応急復旧資機材等

3 応援の受入れ

応援の派遣が確定したときは、次のとおり応援の受入体制を準備する。

連絡窓口	総務班を担当者とする。応援から連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none">・ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。・ 必要な資機材を確保する。・ ヘリポートの開設。
受入場所	<ul style="list-style-type: none">・ 宿舎、屋内施設

4 経費の負担

原則として、応援に要した費用は、町において負担するものとする。

5 撤収要請

本部長は、派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、すみやかに文書をもって災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第27節 災害ボランティアとの連携計画

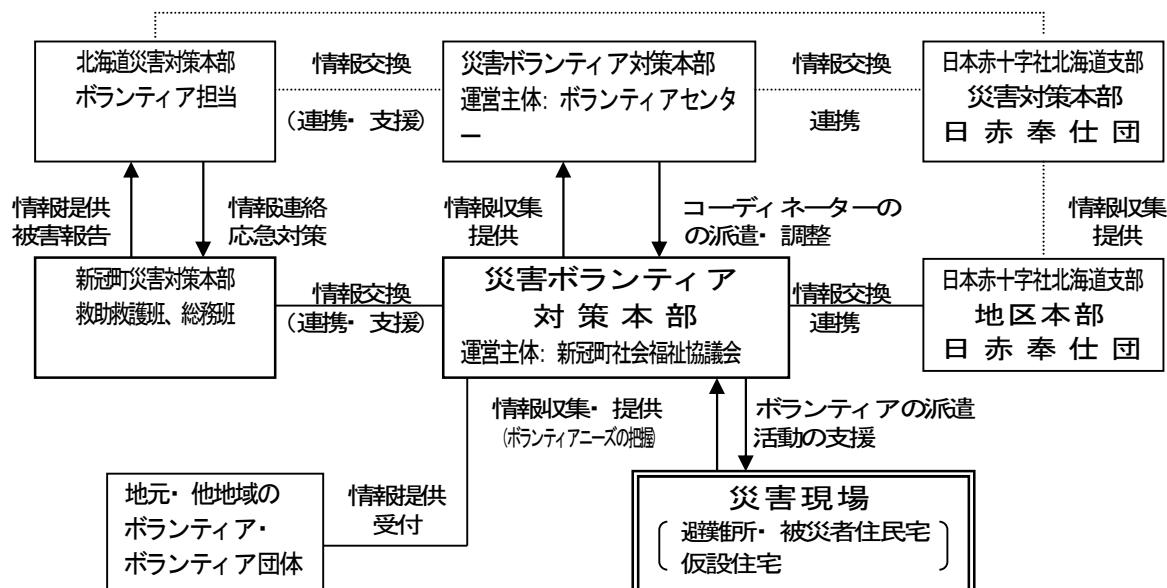
大規模な災害発生時には、全国から各種団体・個人ボランティアの申し出があり、これらを効果的に活用することが被災者等の負担の軽減と早期復旧につながる。

ボランティアの活動範囲、受入れ・支援体制等については、次のとおりとする。

項目	内 容	担当
災害ボランティア	・ボランティアへの対応 ・災害ボランティア対策本部の設置 ・ボランティアの活動	総務班、 救助救護班、 社会福祉協議会、 日赤奉仕団 等

〈 ボランティア活動の体制・流れ 〉

情報交換・連携・支援



1 ボランティアへの対応

(1) 活動体制

町に災害対策本部等を設置した場合、ボランティアに関することについては、総務班が当たるものとする。

- ア 災害ボランティア対策本部等との連絡調整、情報収集
- イ ボランティニアーズとボランティア活動状況の把握
- ウ ボランティア活動の支援、要員の派遣、活動に必要な資機材の調達
- エ ボランティアへの活動要請
- オ 他市町村へのボランティア支援要請

(2) ボランティア受入れ体制の整備

ア ボランティアに対する被災地ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

イ ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 災害ボランティア対策本部

(1) 災害ボランティア対策本部の設置

災害ボランティア活動に関する情報を収集、管理し、ボランティアの活動を円滑に実施するため、新冠町社会福祉協議会は災害ボランティア対策本部を設置し、ボランティアの受付や活動内容の割振りなどの活動を行う。

(2) 災害ボランティア対策本部の活動

ア 町との連絡調整

イ 被災状況等の情報収集及び提供と被害者のニーズや活動状況の把握

ウ ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート

エ 災害ボランティアの受入・登録と保険の加入

オ ボランティア活動の支援、必要な資機材の調達

カ ボランティア登録者への活動要請

キ 各関係機関、報道機関に対する情報発信、広報

ク ボランティア活動の記録管理

3 ボランティア活動の調整

各部・班からのボランティア活動による支援要請は、総務班でまとめ、災害ボランティア対策本部の代表者と行う、毎日1回の活動内容等の打合せの中で調整する。

4 ボランティアの活動

ボランティア活動は、概ね次の事項とする。

(1) 一般ボランティア

ア 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達

イ 炊出し、その他の災害救助活動

ウ 高齢者、障がい者等災害時要援護者の介護

エ 清掃及び防疫

オ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

カ 応急復旧現場における危険を伴わない軽度な作業

キ 災害応急対策の事務の補助

(2) 専門ボランティア

ア 救護所等での医療救護活動

- イ 被災者への心理治療
- ウ 高齢者、障がい者等災害時要援護者の看護、精神慰撫等
- エ 外国語の通訳
- オ 被災建築物の応急危険度判定
- カ 被災宅地の危険度判定
- キ アマチュア無線
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

第28節 災害時要援護者への対応

災害発生時の障がい者・高齢者・乳幼児・妊婦・外国人等の災害時要援護者に対する被災直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
災害時要援護者への対応	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時要援護者の安全確認・ 避難所における災害時要援護者の対応・ 巡回ケア、広報、相談窓口の設置・ 災害時要援護者への仮設住宅の供給およびケア対策・ その他の援助活動	救助救護班 避難所班 建設班

1 災害時要援護者の安全確認

救助救護班は、次のように災害時要援護者の安全確認をする。

- (1) 自主防災組織、自治会その他団体等と協力し、災害発生後、直ちに把握している災害時要援護者の所在、連絡先を確認し、安否確認に努める。
- (2) それぞれの災害時要援護者を、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。
 - ア 避難所への移動
 - イ 病院への移送
 - ウ 施設等への緊急入所

2 避難所における災害時要援護者の対応

(1) 介護支援者リストの作成

避難所班は、避難所の災害時要援護者を把握し、次の内容のリストを作成し救助救護班に送付して、必要な措置を要請する。

- ア 必要となる介護、介護要員の種別・規模
- イ 車椅子・つえ等介護用具の有無、手話通訳要員の有無、点字広辞略紙の有無等

(2) 応急ケアサービス

災害時要援護者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

- ア 健康診断や各種相談業務
- イ ボランティア等による介護
- ウ 避難スペースの優先的割り当て
- エ 聴覚障がい者向け掲示板等の設置
- オ 段差の解消、簡易ベッド確保、専用トイレの整備

(3) 災害時要援護者専用避難所(福祉避難所)・病院の確保

災害時要援護者の収容施設として、次の施設を確保する。

- ア 老人保健施設、障がい者福祉施設、病院等の確保
- イ 老人ホーム等、町の施設を専用避難所として指定・確保
- ウ 一般の避難所における要援護者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保

3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

担当各班は、災害時要援護者に対し、次の活動を実施する。

- ア 救助救護班による生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
- イ ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- ウ 医療救護チームの健康チェック
- エ ヘルパー・ボランティアの派遣による生活介助の実施
- オ 情報班による災害時要援護者向け広報活動の実施（外国人、聴覚障がい者への伝達等）

4 災害時要援護者への仮設住宅の供給及びケア対策

（1）応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努めるものとする。

（2）福祉仮設住宅の供給計画

災害時要援護者向け住宅として、福祉仮設住宅を供給する。

- ア 災害時要援護者の住宅仕様別のニーズの把握
- イ 災害時要援護者の優先的な入居の配慮

（3）福祉仮設住宅の災害時要援護者向け対策

福祉仮設住宅の入居者に対し、次のようなケアを行う。

- ア 福祉仮設住宅集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
- イ 医療ドランティア等の協力による健康チェック・心のケア対策

5 その他の援助活動

（1）在宅者への支援

町は、災害後に要援護者の在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、巡回により介護サービス、メンタルケア等の各種保健・医療・福祉サービスを行うなど、適切な援助活動を行う。

（2）応援依頼

町は、救助活動の状況や災害時要援護者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第29節 水防計画

水防法第32条に基づき、洪水、高潮等による水害を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図るため、必要な事項を定める。

項目	内容	担当
水防対策	<ul style="list-style-type: none">・水防体制の確立・水防に関する情報の伝達系統・観測及び周知・水防活動・水防報告	総務班、建設班、情勢班、消防機関、静岡警察署

1 水防体制の確立

(1) 水防組織

町は、新元町災害対策本部条例(昭和38年条例第8号)の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総轄は総務班(総務部総務課)で行う。なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

(2) 職員の動員配備

水防体制の職員の動員配備は、本章第3章「防災組織」の第1節第4「職員の動員配備」に準ずる。

区分	時期	町の体制	消防機関の体制
1. 待機	<ul style="list-style-type: none">・大雨、洪水、高潮、波浪警報のいずれかが発表されたとき。・河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達したとき。	災害対策本部職員は待機	全消防職員は出場に備えて待機
2. 準備	<ul style="list-style-type: none">・大雨、洪水、高潮、波浪等により災害発生のおそれが予想されるとき	第1 非常配備、水防資器材の点検整備、河川・海岸等の巡回警戒を行う	水防資器材の点検整備、団員の召集準備、河川・海岸等の巡回警戒を行う
3. 出動	<ul style="list-style-type: none">・河川の氾濫等による被害が発生したとき・河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき。	第2 又は第3 非常配備とし、応急対策にあたる	消防団員の全員をもって応急対策にあたる

(3) 災害予想区域

ア 水害区域

※資料編 災害危険区域(水防区域、市街地における低地帯の浸水予想区域)

イ 高潮警戒区域

※資料編 災害危険区域(高波・高潮等危険区域)

(4) 町有水防倉庫備蓄資材

2 水防に関する情報の伝達系統

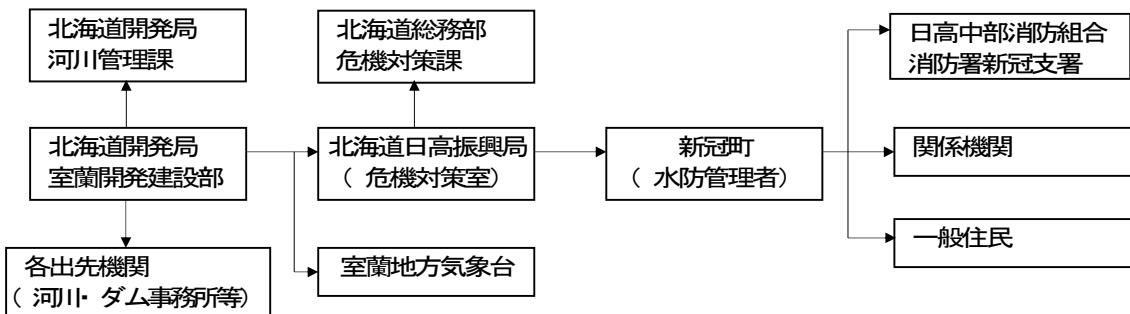
(1) 水防活動用気象注意報・警報の伝達

水防活動用気象注意報・警報の伝達系統は、第3章第2節第2「注意報、警報及び火災気象通報」、同第4「気象予警報等の伝達計画」による。

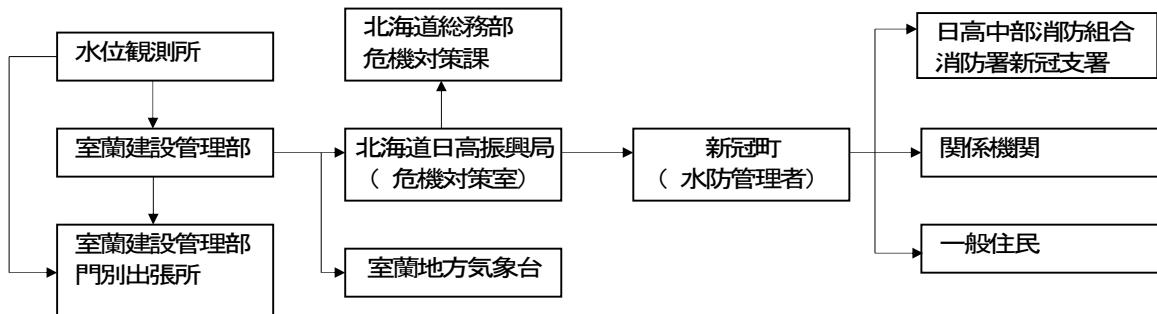
(2) 水防警報の通知

北海道開発局室蘭開発建設部及び北海道室蘭建設管理部は、水防法第16条に基づき、河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、それぞれ国土交通大臣及び知事を通じて水防警報を発表し、水防管理団体（町）に通知する。

ア 北海道開発局室蘭開発建設部が発表する水防警報の伝達経路



イ 北海道室蘭土木現業所が発表する水防警報の伝達経路



3 観測及び周知

(1) 雨量水位等の通報

気象状況によって相当の降雨があると認められたとき、又は高潮等による危険が認められたと

きは、町長は次の観測所等と緊密な連絡をとって雨量水位等の把握に努める。

ア 気象

種類	観測所	所在地	所管
雨量	新和	新和156（新和睡便局付近）	新和気象観測所（アメダス）
	豊田	共栄197（厚別川）	室蘭建設管理部
	新栄	泉33（新冠川）	
	北星町	北星町3-2（新冠町役場）	新冠町
	明和	明和154-5 (明和生活センター)	
	美宇	美宇299-2 (美宇生活センター)	

イ 河川水位

観測機関名	河川名	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位 (はん濫発生)
室蘭建設管理部 門別出張所	厚別川	豊田 (赤無橋)	14.80m	15.89m	17.12m
	新冠川	姉去 (姉去橋)	18.97m	20.06m	21.30m
新冠町	里平川	里平橋	-	59.23m	60.08m
		渡辺橋	-	106.18m	106.88m
	比宇川	比宇橋	-	45.14m	46.14m
		支流橋	-	69.93m	70.78m
		浪花橋	-	83.35m	84.20m
		太陽橋	-	122.97m	123.82m
	元神部川	元神部橋	-	22.21m	23.06m
		東川2号橋	-	31.99m	32.84m

ウ 潮位

監視地点	方法	監視責任者	備考
節婦漁港	目視または節婦漁港カメラによる遠隔監視	総務課長	

（2）ダム放流等の通報

ダム管理者は、放流等のダム操作を行う場合次の機関に通報するとともに、サイレン・スピーカー等により付近住民への周知を図る。

ア 岩清水ダム、新冠ダム、下新冠ダム、奥新冠ダム

(3) 住民及び消防団員等への周知

住民、消防団員等への周知の方法は町の防災行政無線、広報車によるほか次の信号による。

<水防信号>

方法区分	サイレン信号	摘要
警戒信号	約5秒  約15秒休止	気象官署から洪水警報を受けたとき 又は警戒水位になったとき
出場第1信号	約5秒  約6秒休止	消防団員等の全員出場信号(消防機関、水防団等)
出場第2信号	約10秒  約5秒休止	市町村の区域内に居住する者の出場信号
危険信号 (退避) 立退き	約1分  約5秒休止	必要と認める区域内の居住者に退避のため立退の事をしらせる信号

4 水防活動

(1) 監視及び警戒

ア 常時監視

(ア) 水防管理者は巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。

(イ) 巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求める。

イ 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行う。異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとし、水防責任者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ・ 居住地側堤防斜面で、漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- ・ 川側堤防斜面で、水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- ・ 堤防の上面の亀裂又は沈下
- ・ 堤防から水があふれる
- ・ 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

- ・ 橋梁その他構造物と堤防の取り付け部分の異常

(2) 警戒区域の設定

消防団長、消防団員及び消防職員は、水防活動のための必要があると認めるときは、「警戒区域」を設定し、水防関係者以外の立ち入りを禁止又は制限し、退去を命じる。

発令者	設 定 の 要 件	根拠法則
消防団長、消防団員 消防職員	水防活動のため特に必要があるとき	水防法第21条
警察官	水防活動のため特に必要があり 消防団長、 消防団員、消防職員が現場にいないとき	水防法第21条の2

(3) 避難街指示

避難街指示については、本章第4節「避難街対策計画」の3「避難街準備情報、避難街指示」を準用する。

(4) 水防作業

水防工法を必要とする事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施する。

水防工法一覧

	工 法	目 的	工法の概略	主要材料
①	木流し工	急流部における流水を緩和し、堤防の水表が崩れるのを防ぐ工法	樹木に重りの土のうをつけて流し、被覆する	流木、土のう 縄、鉄線、木杭
②	シート張り工	堤防の川表が崩れるのを防ぐ工法で、出水期前に作って備えられる便利さがある	川表の漏水面にシートを張る	シート、木杭 土のう、ロープ
③	月の輪工	堤防裏側の漏水面に土のうを積み、水の圧力を弱め決壊を防ぐ工法	裏小段、裏側先にかかるように、半円形に土のうを積む	土のう、鋼杭 木杭、縄 ビニール、シート
④	水マット工	流水が堤防を越えそうな箇所に、円錐形マットで越水を防ぐ工法	堤防天端にビニロン帆布製の連結水のうを置く	帆布製水のう 鉄パイプ、ポンプ
⑤	積土のう工	洪水によって水が堤防を越す場合に用いる工法	堤防天端に土のうを何段かに積み重ねる	土のう、鋼杭
⑥	改良積土のう工	鋼杭と防水シートを使って、積土のう工を改良、強化した工法	堤防天端にシートと土のうを積み重ねる	シート、土のう 鋼杭、鉄筋、鉄線

5 水防報告

(1) 水防報告

町長は、次に定める事態が発生したときは、速やかに日高振興局長に報告するものとする。

ア 水防のため消防機関を出動させたとき

- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ウ その他必要と認められる事態が発生したとき

(2) 水防活動実績報告

町長は、水防活動が集結したときは、速やかに記録を整理するとともに、北海道水防計画の定める様式により日高振興局長に対し、水防活動実績報告を行う。

第30節 災害義援金品配分計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の受入れ、配分については、次のとおりとする。

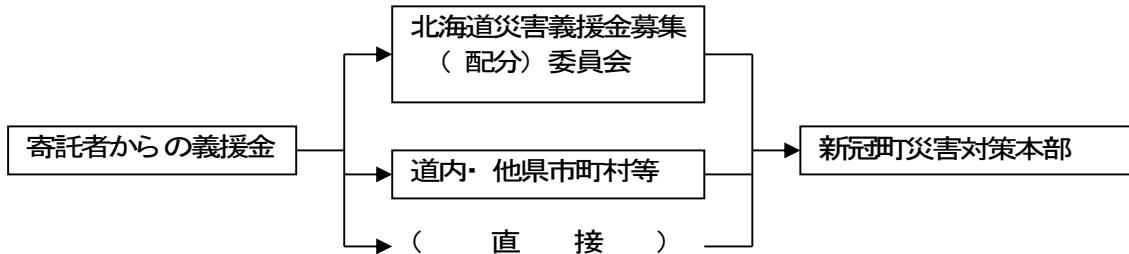
項目	内 容	担 当
義援金品の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金の受入れ ・ 義援金の保管 ・ 義援金の配分 ・ 義援品の受入れ 	救助救護班

1 義援金の受入れ

義援金の受入れは、新冠町に直接寄託された分も含め、救助救護班が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

〈 義援金の流れ 〉



2 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、新冠町指定金融機関に「災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し管理・保管する。なお、北海道災害義援金募集(配分)委員会(以下「委員会」という。)が設置された場合は、委員会に引継ぐ。

3 義援金の配分

配分方法の決定	委員会が恣意のうえ決定する。
配分の実施	町は、委員会において決定された義援金の配分方法により被災者に対し迅速かつ適正に配分する。
配分の公表	委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する

注) 災害時には、災害義援金を迅速、確実に募集、配分するため、北海道災害義援金募集(配分)委員会が設置される。道に委員会が設置されない場合については、町に委員会を設置し行う。

4 義援品の受入れ

義援品については、原則として委員会では取扱わないので、町で受入れた後、被災者に適正に配分する。

第31節 災害応急金融貸付計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな生活の立て直しを期するための応急金融の大要は、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
被災者の生活確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害弔慰金等の支給 ・ 援助資金・住宅資金等の貸付 ・ 災害證明の発行 ・ 租税の徴収猶予及び減免、公共料金等の特例措置 ・ 雇用対策 ・ 災害相談の実施 	避難御用班、 救助救護班、 総務班、各班
農林漁業関係対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧融資制度の広報と適用促進 	農林班、 商工水産班
中小企業関係対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に必要な資金及び事業費の融資 ・ 資金需要の把握と連絡通報 	商工水産班

1 被災者の生活確保

(1) 災害弔慰金等の支給

救助救護班は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の規定に基づき制定された新冠町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和51年条例第1号。以下「新冠町条例」という。)により実施する。

ア 災害弔慰金

災害弔慰金の支給、手続等については、新冠町条例による。

イ 災害障害見舞金

災害障害見舞金の支給については、新冠町条例で定めるところによる。

ウ 災害援護資金

災害援護資金の貸付、限度額等については、新冠町条例で定めるところによる。

エ 日赤による災害救援金(品)の支給

日赤北海道支部では、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援金(品)の配布を行うこととなっている。

(2) 援護資金・住宅資金等の貸付

ア 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、新冠町条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

イ 母子・寡婦福祉資金

母子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童(子ども)の福祉向上を図るため、各種資金を無利子又は低利(年3%)で貸付けている。

ウ 災害救援資金貸付金

町が条例に定めるところにより実施するもので、対象災害は自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。貸付対象は、対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者である。

エ 災害復興住宅資金

住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けた場合に、北海道と協力・連携し迅速かつ円滑に行う。

オ 勤労者福祉資金

中小企業従業者、季節労働者、離職者に対し、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合が融資を行う。

カ 被災者生活再建支援金

国が、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等により、その生活を再建することが困難な者に対し、その自立した生活の開始を支援するために行う。

<法適用の要件>

〈対象となる自然災害〉

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

〈支給対象世帯〉

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住する事が困難である世帯
(大規模半壊世帯)

(3) り災證明書の発行

り災證明書の発行事務は、救助救援班が担当する。

ア 発行の手続き

救助救援班は「被災者台帳」を作成し、被災者の「り災證明書」発行申請に対し、被災者台帳で確認のうえ、発行する。なお、被災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災證明書」を発行する。

イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住家	①全壊(全焼) ②流失 ③半壊(半焼) ④床上浸水 ⑤床下浸水
人	①死亡 ②行方不明 ③負傷
その他	家財、車両等について

ウ その他

り災害証明については、証明手数料を徴収しない。

(4) 租税の徴収猶予及び減免、公共料金の等の特例措置

ア 町税

町民税等の減免、納税延期及び徴収猶予は、所管課が担当する。

(ア) 納税期限の延長

新冠町税条例(昭和41年条例第21号)第18条の2に基づき災害により、納税義務者等が期間内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるとときは、当該期限の延長を行う。

(イ) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年内の延長を行う。

(地方税法(昭和25年法律第226号)第15条)

(ウ) 減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の町民税 (個人の道民税を含む。)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	

イ 国税・道税等

国及び道は、被災者の納付すべき国税及び道税について、法令及び道条例の規程に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出若しくは納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止若しくは減免の措置等を災害の状況により実施する。

(ア) 労働保険料等の徴収の猶予: 北海道

被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。

納期の延長は、災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付するこ

とか困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期期限を延長する。

ウ 公共料金の特例措置

機関名	生 活 確 保 の 取 扱
日本郵便株	<ul style="list-style-type: none">・ 被災者に対する通常葉書・郵便書簡の無償交換・ 被災者の差出す郵便物の料金免除・ 被災地で救助用郵便物の料金免除・ 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除・ 郵便貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払戻し等の便宜処置を行う。・ 簡易保険・郵便年金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none">・ 被災者の受信料免除
東日本電信電話株	<ul style="list-style-type: none">・ 退避街指示により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免・ 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除

(5) 雇用対策

ア 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除外。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

ウ 雇用調整助成金の特例適用

次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう労働省へ要請する。

（ア）被災地或の事業主が労働者を休業させる場合

（イ）被災地或以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

（ウ）被災地或の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合

エ 職業のあっせん

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

（ア）被災者のための臨時職業相談窓口の設置

- (イ) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談窓口の開設、又は巡回職業相談の実施
- (ウ) 職業訓練受講費支給制度等の活用

(6) 災害相談の実施

本部長は、災害の発生等により、住民から問合せが多数となった場合は、役場内に災害相談窓口を開設し、社会福祉協議会の協力を得て実施する。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の町の実施する災害対策業務の受付案内等を行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

2 農林漁業関係対策

(1) 融資

農林班及び商工水産班は、道の協力のもと、農・漁業協同組合等の協力を得て被災した農林漁業関係者に対して、次の災害復旧融資制度の広報と適用促進を行う。

ア 農業経営安定資金融通措置実施要綱に基づく資金融資(農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関)

イ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資(農業協同組合、漁業協同組合、金融機関)

ウ 農林漁業金融公庫法に基づく主務大臣指定災害復旧資金、沿岸漁業経営安定資金(農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関)

3 中小企業関係対策

(1) 基本方針

商工水産班は、国・道に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金及び事業費の融資を促進する。

ア 中小企業総合振興資金融資要領に基づく「中小企業総合振興基金」セーフティネット貸付(災害貸付)(一般金融機関)(北海道信用保証協会による保証付き)

(2) 資金需要の把握と連絡通報

商工水産班及びその他の関係機関は、中小企業関係の被害状況について調査し、道へ連絡通報する。

第32節 災害救助法の適用と実施

大規模な災害が発生した場合の災害救助(各応急対策)は、災害救助法により国の責任において行われることとなっている。災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等については、次のとおりとする。

項目	内 容	担 当
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none">・ 災害救助法の適用基準・ 災害救助法の適用手続き・ 災害救助法による救助の内容等・ 救助業務の実施者	総務班、 救助救護班

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号～第4号までの規定による。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 町内の住家が滅失した世帯の数	町40世帯以上	第1項の1
② 道内の住家が滅失した世帯の数そのうち 町内の住家が滅失した世帯の数	道2,500世帯以上 かつ町20世帯以上	第1項の2
③ 道内の住家が滅失した世帯の数そのうち 町内の住家が滅失した世帯の数	道12,000世帯以上 かつ町の多数の世帯	第1項の3
④ 災害が隔離した地或で発生したものである 等被災者の救護が著しく困難である場合	多数の世帯 ※	第1項の3
⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項の4

注1) ※印の場合は、道知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) ④に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

注3) ⑤に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要と

する場合に相当する。

- ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ 群衆の殺戮により多数の者が死傷した場合
- エ 山崩れ、土砂崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

(2) 被害状況の判断基準

町における被害程度の判断は、別に示す被害状況の判断基準によって行うものとする。

〈住家被害程度の認定〉

被 害 区 分	認 定 の 基 準
住家の滅失 (全壊、全焼、流失)	住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又はその住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊、半焼等	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%～70%のもの、又はその住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水等	住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

注) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

(3) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

ただし、半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家 1世帯	住 家 被 害 状 況	算 定 根 拠
	全壊(全焼・流失)	1世帯
半壊(半焼)		2世帯
床上浸水等		3世帯

(4) 世帯の判定

- ア 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- イ 寄宿舎、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舎等の全部をもって1世帯とする。
- ウ 旅館の住込従業員等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。

2 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を日高振興局長を経由して知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 灾害の原因及び損害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする機関
- ⑤ 既にとった救助措置又はとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、町長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指示を受ける。

(3) 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

3 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となり、町長は、知事の行う救助の実施に関する補助を行う。ただし、町長は知事から救助の実施について、個別ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの責任において実施する。(災害救助法第30条)

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受け て2年以内に延長可能	町: 対象者、対象箇所の選定 道: 設置(ただし、委任されたときには町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	道・日赤道支部(ただし、委任さ れたときは町)
助産	分娩の日から7日以内	道・日赤道支部(ただし、委任さ れたときは町)
災害にかかったものの救出	3日以内	町

住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の給与	教科書等: 1ヶ月以内 文房具等: 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

救助の実施に当たっては、各種帳簿の作成業務があるので、総務班(記録係)は、各部班に関係書類の作成を指示し、整理を実施する。また、これを北海道災害対策本部(日高振興局)に報告する。